

環 境 経 済 委 員 会 記 録

日	令和7年6月16日（月）（第2回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時55分～午後1時0分）午後4時35分 散会 （午後1時1分～午後1時10分） （午後2時33分～午後2時43分） （午後3時22分～午後3時34分） （午後3時35分～午後3時43分）			
場 所	第3委員会室			
出席委員	白 鳥 誠	須 藤 博 文	山 崎 真 彦	渡 辺 忍
	梶 澤 洋 平	蛭 田 浩 文	櫻 井 崇	森 山 和 博
	三 須 和 夫	石 橋 毅		
欠席委員	な し			
担当書記	遠 藤 知 美 伊 藤 祐 貴			
説 明 員	市民局			
	市民局長	那須 一恵	市民自治推進部長	齋木 久美子
	生活文化スポーツ部長	堺 逸樹	市民総務課長	鴫田 昌奈
	地域安全課長	岡田 和之	文化振興課長	吉野 直樹
	スポーツ振興課長	内山 拓之	スポーツ施設担当課長	須長 経生
	総括主幹	荒井 紀子		
	環境局			
	環境局長	秋幡 浩明	資源循環部長	武 大介
	環境総務課長	岡本 茂之	収集業務課長	天野 泰男
	産業廃棄物指導課長	秋山 智博	監視指導室長	宮崎 高之
	総括主幹	伊橋 かずみ		
	経済農政局			
	経済農政局長	安部 浩成	経済部長	長谷部 収
	農政センター所長（農業経営支援課長事務取扱）	圓城寺 英樹	経済企画課長	中臺 良知
	雇用推進課長	本吉 哲也	企業立地課長	清水 健次
	観光プロモーション課長	高柳 弥	総括主幹	柴田 真吾
	企業立地課長補佐	中野 智朗		
	議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管			
	議案第77号・千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について			
	議案第78号・千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部改正について			
	議案第79号・千葉市民会館設置管理条例の一部改正について			
	議案第80号・千葉市文化センター設置管理条例の一部改正について			
	議案第81号・千葉市文化ホール設置管理条例の一部改正について			
審査案件				

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	議案第82号・千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正について 議案第83号・千葉市スポーツ施設設置管理条例の一部改正について 議案第84号・千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正について 議案第87号・千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部改正について 陳情第3号・土の掘削と搬出を伴う残土造成工事（特定工事）に関する陳情 陳情第4号・住宅等の防犯対策品購入への補助に関する陳情 陳情第5号・市のゴミステーションによる人権侵害再発防止を求める陳情
協議案件	年間調査テーマの設定について 委員会視察について
そ の 他	委員席の指定
委 員 長 白 鳥 誠	

午前10時0分開議

○委員長（白鳥 誠君） おはようございます。

ただいまから環境経済委員会を開きます。

委員席の指定

委員席につきましては、ただいまのお配りの席を指定いたしたいと思いますので御了承願います。

本日審査を行います案件は、議案10件、陳情3件でございます。お手元に配付しております進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、第3次議会運営活性化推進協議会において、議案等審査時の質疑と賛否表明、意見要望の発言場面の分割については、試行を継続する位置づけで今後も同様の取組を続けることが決定されております。このため、当局からの議案説明を聴取した後、まず質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

また、案件審査終了後、年間調査テーマ、委員会視察についての協議も予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第71号審査

○委員長（白鳥 誠君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり2番、経済農政局の議案説明資料をお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、当局の説明をお願いいたします。経済部長。

○経済部長 経済部の長谷部でございます。失礼しまして着座にて説明させていただきます。

経済部は、補正予算議案1件でございます。経済農政局議案説明資料の2ページを御覧ください。

議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）のうち所管について御説明いたします。

千葉城さくら祭り千葉開府900年連携イベントについてです。

なお、補正予算書では、補正予算額につきましては4ページ、8ページ、16ページ、債務負担行為につきましては5ページ、20ページとなっております。

まず、1の補正理由ですが、令和8年に迎える千葉開府900年に向けて市民の機運醸成及び認知度向上を図るため、開府900年記念期間のスタートとなる時期に千葉城さくら祭り実行委員会と共同で各種イベントを実施するもので、関係団体等と協議を行い方向性が整理されたことから所要の経費を補正予算化するものになります。

また、本事業につきましては、令和7年度末から令和8年度にかけて実施しますことから債務負担行為の設定を予定しております。

次に、2、事業概要ですが、亥鼻公園のさくら祭りと親和性のあるイベントとして、市民参加により桜色のランタンを夜空に浮かべるほか、市内の放置竹林の竹を活用し、市民が作成した竹明かりを展示するなど、本市の自然や文化を生かした市民参加型イベントとして実施するものです。

なお、総事業費は、債務負担行為分と合わせまして1,365万円となります。

次に、補正内容ですが、（1）補正予算額は1,265万円になります。

（2）財源は、森林環境譲与税による基金繰入金及び一般財源です。

（3）債務負担行為は、ア、限度額が100万円で、イ、期間は令和8年度になります。

最後に、4、今後のスケジュールについてですが、8月には事業に着手し、竹灯籠や竹明かりを市民ワークショップなどで制作する準備を進めまして、桜の開花する3月下旬から7月上旬にかけてイベントを開催するものとなります。

経済農政局の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りますが、委員改選後初めての案件審査となりますことから委員の皆様申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初一括か一問一答か質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は答弁を含めおおむね30分以内でお願いいたします。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。では、櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 何点かお伺いさせていただきます。一問一答です。

さくら祭りを開府900年に向けてやるのは非常にいいことかとは思いますが、これは、不勉強で申し訳ないのですが、今までもこういったものは継続していたのか、そのために予算はどれくらい割いてきたのか。また、この900年が終わった後は、多分、元のペースに戻りますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課、高柳です。

まず、さくら祭りですが、さくら祭り自体は、戦後から民間主体で始まった歴史的なイベントでございまして、現在は観光協会、商工会議所、地元商店街などの実行委員会が主体となって今まで行ってきました。今回のイベントにつきましては、そのさくら祭りと連携したイベントで初めての試みとなります。

今後の予定につきましては、連携のほうは実際に今回やってみて、アンケートなどで市民の方からの反応を見た上で、今後どうしていくかを検討させていただければと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 補足します。予算は実行委員会形式でやっております。地元からの寄附金で今まで運営をしておりました。今年のさくら祭りにつきましては、開府900年事業をプロモーションする意味で市から100万円を負担しまして、開期期間中に900年のプロモーションブースを設けまして、市民の方にチラシを配ったり、あと900年事業はどういうことをやるのかなど開

府900年とはどういうことなのかをお伝えをしてみました。

来年度以降につきましては、基本的には実行委員会形式に戻りますので、また寄附金で賄うことになると思います。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 非常にいい機会なので、プロモーションも力を入れていただきたいと思います。

あと1点だけ伺いたいのですが、財源の基金繰入金で、一般財源と、あと基金の内容で森林環境譲与税とありますけれども、森林環境譲与税は結構使い勝手があまりよろしくないとは私は認識していますが、これがこの基金の中に入っている理由は。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

基金にこちらが入っている理由ですが、今回、森林環境譲与税を活用するに当たりまして、放置竹林の問題など竹林整備の必要性についての普及啓発を目的に使用するものでありまして、そちらを活用して実施するものでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 実際、金額はどれくらいになりますか。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

今回、森林環境譲与税は、竹明かり、竹灯籠の制作、設置等の費用で680万円を見込んでおります。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） よく理解できました。周知に協力させていただきたいと思います。どうぞ力を入れて行ってください。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） それでは、ほかにもございますか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いいたします。

このお祭りと同時にしようとした理由、ほかにもお祭りは市内でいっぱいあるわけですが、この祭りを選んだ理由についてお聞かせください。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

今回のイベントは、千葉開府900年を迎えるに当たりまして、市民の機運を醸成させるために行うものでございまして、例年、亥鼻公園で行っておりますさくら祭り、それと併せて竹灯籠、竹明かり、スカイランタン、こういったものを行うことで、より、亥鼻公園は千葉開府の地ということで歴史的な意味があると思いますので、都市アイデンティティーの核とも言える場所で実施したいと考えております。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 親和性があると理解いたしました。

総事業費の内訳について、もう少し詳細にお示しいただきたいです。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 まず、総事業費が1,365万円で、竹明かり、竹灯籠につきましては事業費730万円、夜桜ランタンが285万円、そして、実際にステージを設置しまして、そちらが250万円、そのほか照明灯を設置することで100万円、以上1,365万円を想定しております。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 竹明かりの730万円ですけれども、かなりの金額なのですが、どのようなものを作って、どのようなところと協力してなど、さらに言うと730万円の内訳がもう少し知りたいです。個数当たり幾らぐらいかかるのか、少し興味があります。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 竹明かり、竹灯籠ですが、作成に当たりましては、まず市民が参加していただくワークショップで行いまして、数は900基を想定しております。そのほか、竹明かりを作るデザイナーなどにデザイン性の高いものを作成していただく予定です。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 730万円が高いというお話ですけれども、基本的には各区で市民ワークショップを開催しまして、各区の方に竹明かりという竹細工を作っていただくような機会を設けて900年事業の機運を醸成したいと考えております。

その竹ですけれども、緑区の竹林から竹を切り出して、それを市民の方が加工しやすいようにしまして、それを会場まで運搬をして、ワークショップでは900本作りますので、相当な回数になるかと考えております。かつ、900本以外に竹明かり作家による竹明かりも作ろうかと考えておりまして、もろもろの運搬や保管など、最後は竹炭にするところまで持っていくので、そこまで考えると、どうしても730万円の金額に積み上がってしまうような状況でございます。

900年事業ですので、ぜひ、そこにつきましては御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。大変楽しいワークショップなどの詳細が分かりましたので、金額がかかることと、ちょうど聞こうと思っていたのですが、廃棄はどうするのか気になっておりましたので、その辺も竹チップにして廃棄していくと伺いましたので、総額については理解したものです。

あとは、もう1点は、このイベントに市民がたくさん参加しないともったいないと思いますが、周知方法についてお聞かせください。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

イベントの周知につきましては、市政だよりとSNSを活用したプロモーション、あと、それぞれのイベントで行うワークショップ等で作成してまいりますので、そういった中で3月に行うイベントの周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（渡辺 忍君） 理解いたしました。以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 一括でお願いします。

私からは、まず1点目がさくら祭りについてですが、先ほど、答弁の中では戦後から始まったさくら祭りで非常に長く続いていることと、この場所で千葉開府900年イベントをされることで千葉氏との関係性、親和性があることは理解いたしました。

より多くの市民の方にこのお祭りを知っていただくのも必要かと思いますので、改めて、このお祭りの例年の内容、来場者数なども含めて教えていただきたいと思います。

関連して、先ほど、開府900年のイベントが終わるとまた通常に戻るような話ですが、せっかく機運が上がったならば、そのレガシーは続いていただきたいところもありますので御検討いただきたいと思います。

2つ目がスカイランタンと竹明かりの部分です。スカイランタンは、どのくらいの規模で、使用後どのように処理されるのかは確認しておきたいと思います。竹明かりは、先ほど竹林から伐採して運搬してワークショップをして、最後、廃棄するところまでの一連のサイクルが見えたので了解したところでありますが、スカイランタンのほうを教えてください。

以上、お願いいたします。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 まず、例年の内容ですけれども、大体9日間ぐらい、土日を2回挟むような形で期間を開催しておりまして、来場者数は、天候や開花状況によりますが、5万人から多いときで10万人ぐらいと、かなり上下いたします。

通常は、ステージイベントを地元の方に開催していただくのと、あと、ライトアップをしております。郷土博物館が開館しているときには、ミュージアム体験ワークショップであるとか、あと、臨時開館ということで月曜日も含め入館無料の形を取っております。

それと、レガシーについてですけれども、基本的には実行委員会が寄附でやっていくところですが、今回のスカイランタンや竹明かりについて、若干、参加者の方から御負担いただくことも少し考えているところがございます。特にスカイランタンにつきましては。スカイランタンについて、実行委員会が今回やってみて、どれぐらいニーズがあるのかなど、そういったところを含めてレガシーとしていけるかどうか、ここはきちんと、竹明かりも含めて検証していきたいと考えております。

また、スカイランタンにつきましては、今450基を想定しております。千葉城の前の平場の部分の面積が非常に狭いものですから、恐らく、警備や通路を確保すると450基が限度ではないかということで、こちらにつきましては、また実施に向けて、改めて委託会社とどれぐらいいけるのかどうか、精査していきたいと考えております。

スカイランタンにつきましては、参加料を取る予定でおりますので、お持ち帰りを考えております。ヘリウムガスを充填した風船にLEDのライトをつけたものですけれども、願いを書いたりして飛ばすものですから、できれば参加した方にそのまま持ち帰っていただいて、その後も楽しんでいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） ありがとうございます。おおよそ理解いたしました。スカイランタンと竹明かりの取扱いは、了解でございます。

千葉開府900年に向けての記念イベントを含めた千葉城さくら祭りは、実行委員会形式にまた戻るのかもしれませんが、せっかく今年度は郷土博物館のリニューアルがあったり、新しい施設が動き出しますので、そういうものを上手に使っていただければと思っております。

また、亥鼻の地は、クラシックな場所と思っておりますので、ぜひ有効に市民に知っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかに質疑のある方。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） では、一問一答でお願いいたします。

今るる御議論で中身を含めて理解いたしました。

確認したかったのは、スカイランタンや竹明かりを、なぜ今回選定したのかです。要するに、企業などから売り込みがあって、このようにしたらどうかなどの提案があったのか、その辺の選定理由を含めてお聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 先ほど少しお話をしましたが、この地でイベントをやる際に、かなり制限があるのかと考えております。山の上でございまして、階段から上ってくるスペースも結構ありまして、目いっぱいになってしまうと非常に警備上厳しい点、それと、車椅子の方などが来る場合の動線をどうするかと考えたときに、山の上でやるしかないのと、あまり無制限に人を呼んでもいけないものなのかと考えております。

そういった中で、例えば、プロジェクションマッピングや様々なステージなどを考えたのですが、実はスカイランタンの実績がありまして、青年会議所が月星祭を令和5年に行っておりまして、スカイランタンを300基ほど上げております。そのときに非常に好評だったので、これは参加者も制限できますし、いいのではないかとまず考えました。

それと竹明かりにつきましては、千葉城は非常にクラシカルな場所でございます。何かの光で演出できないかといったときに、市民参加でできるものはないかという視点で物事を考えました。そのときに、竹細工であれば多くの方に参加いただけるのではないかと、この2つの事業を選ばせていただきました。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 先ほど、別の委員とのやり取りの中で、竹明かりの作る個数が900本ぐらいで、それを各区で展開していこうではないかと。それは、900本を6区でどれぐらいで分布して作ってもらうイメージをされていらっしゃるのですか。その辺を御説明いただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 竹明かりは、竹細工で非常に簡易に作れるものになりますので、ワークショップに参加していただくと、多分お1人の方でも短い時間の間に2つ3つ作れてしまうのではないかと考えております。ですので、例えば1つはお持ち帰りいただいて御自宅で楽しみ、残りの2つを出していただくなどの形で考えておりますが、今の段階で900本を各区でどれぐらいや

るかは、まだ考えておりません。

ただ、各区のふるさと祭りなどの場にブースを設けて、必ずやっていくことは間違いありません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ぜひ、竹明かりの面で言えば、せっかく予算をかけてやるわけですし、一部の地域だけに終わらせているのは非常にもったいない気がしています。今後、地域イベント、先ほどお祭りなどの話もありましたけれども、うまくそのような展開を御検討いただけないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

今後のほかの地域のイベントでの展開ですが、竹明かりは夜のイベントなど、イルミネーションとしても秀逸な素材でございまして、放置竹林や竹炭について啓発もできますので、今回の事業を通しまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員（梶澤洋平君） 以上です。

○委員長（白鳥 誠君） それでは、山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式でお願いします。

先ほど、予算に関して御説明いただきまして、私が知りたいのは、基金から何に対してどのぐらい出すのか、一般財源から何に対してどのぐらい予算をかけるのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

基金の活用ですが、まず、基金は竹明かりのほうで活用いたします。その金額は、森林環境譲与税として680万円活用いたします。それ以外の部分につきましては、一般財源を活用いたします。その金額が685万円となっております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 先ほど、竹明かりが普及啓発を目的として地域環境保全基金から出すということで、これが目的に合っているので基金から出せると思うのですが、こちらは基金の残高が今どのぐらいあるか、持続性も含めて確認したいので、もし分かれば、どのぐらいの基金の残高からこの680万円を捻出するのか、分かれば教えてください。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 森林環境譲与税の基金につきまして、残高自体は現在把握していないのですが、例年、森林環境譲与税は1億2,000万円程度を使う予定で動いておりまして、その中の今回は680万円を活用する予定でございます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今、基金についていろいろ質問があったので思いついたのですけれど

も、例えば、毎年どのぐらい基金全体としてお金を使って、このイベントに680万円なりかかることが分かれば、来年以降の継続性なども判断できるかと思って質問しました。

継続性の観点で言うと、例えば、竹明かりを先ほど廃棄するお話だったと思いますが、例えばリサイクルをして来年使うなどのやり方はできるのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

竹明かりは、保存状態にもよるのですが、活用できるものは使えるまで使っていければと思います。そこで使えなくなったものについては、竹炭に回していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） そうすると、今回、予算は、大体どのぐらいのパーセンテージを廃棄するからこの予算という感じで決めているのですか。それとも全部廃棄するためにこの金額を設定されているのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 基本的には、全部廃棄する予算でつくっております。とはいえ、千葉城さくら祭りの後に今度は千葉開府の本祭がまたあります。そこでも使いますし、それで使い回せれば、ほかのイベントにも回していきたいのですが、基本的には、竹は結構腐りが激しいということですので、1年で廃棄を見込んで予算は立てております。

予算は、900本ではなくて、先ほど申し上げましたとおりほかの竹も用意しますので、それを見込んだ形で予算化をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 使えるものは、ほかの900年イベントで使うということで、1回きりで廃棄するのはもったいないと思ってしまったので、使えるイベントがあったら使っていて、来年以降ですが、1年が限度という話ですけれども、意外とをもって来年も使い回せるようなものであれば低予算で継続性も考えられると思うので、その辺はリサイクルも念頭に置いた上で、イベントを成功させていただければと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかに、三須委員。

○委員（三須和夫君） 一括をお願いします。

今回900年記念でやりますけれども、今までも私たちも何回か春になると見に行ったことがありますけれども、少し気になることがあるので質問したいのですが、これだけ盛大にやることによって、車や駐車場など、あそこの上もそれほど広くないので、テキ屋などもまた入るのかどうか分かりませんが、それについてはどう考えていますか。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 確かに、今の規模であればさほど問題にはなっていないと思いますが、今回は900年事業ですので、警備費も実は予算に盛り込んでおります。

また、来場する方がなるべく公共交通機関を使うような仕組みをつくりたいと思っております。千葉市内の中心市街地にも桜が見られる場所が幾つかありますので、例えば、千葉駅や千

葉都市モノレールの県庁前駅などを起点に歩きながら会場に来るなど、そういうものもしっかり対応しながら、来場、交通渋滞、こういったところに配慮していきたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 私どもも何回か行ったはいいいけれども、車を置くところがありませんでした。駐車場がない。これで帰ってきてしまったこともありましたが、そのようなことがまたあるのではないかと心配しているのですが、大丈夫ですか。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 駐車場につきましては、例年、イベントの告知の段階で駐車場がない旨、お話をさせていただいております、その辺は周知に努めてまいります。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） さくら祭りは、我々も菅田でもやっているのですが、とにかくわあっと人が集まってくれるのですが、本当に車を置く場所、駐車場がなく、我々も千葉城の件で、何回か行って本当に帰ってきてしまったこともあるのですが、車が止められない。大学病院の周りもずっといっぱいになってしまって、その先のセブンイレブンに止めようと思ったらそれも怒られて、本当に止めるところがありません。だから市のほうもどこかそのような駐車場を確保して、ぜひやっていただければと、やることについては大賛成でございますが、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○委員長（白鳥 誠君） では、石橋委員、お願いします。

○委員（石橋 毅君） 2点ばかり一括でお聞きしたい。

今、三須委員のほうからお話がありましており、非常に交通の便がいいようなお話をしてくれるけど、県庁前からあそこまで歩くのは、歩いている人たちに言わせると結構あると。では、そこまでの楽しみをどのような仕掛けをするのか。仕掛けをするといっても公道ですから、そんなことはできないと。今5,000人から1万人の来場者を予定しているとなると、あの面積の中で、それだけの人をどのような動線を持って、楽しみながら帰る方法を講じていくのかと感じるわけですが、その参考として、今年のさくら祭りは見に行きましたか。日曜日など、どのぐらいの人がどういう動線で来ているかということになれば、当然、この冠をうたった900年というものが大きな重みを持つと思います。そのときにあの坂道を上がってくると、文化会館に上がるほうの道路から行くことになる、非常に道路や階段にしても危険を伴うような傾向もありますが、その辺をどのように改修をしていくのが1点。どのような動線を持ってあそこに多くの人たちが来ていただける方策を取るのか、それを1点お聞きしたいです。

それから、今、竹が900本ということであるけれども、これをどのようなところから持ってきてやっているのかということになると、900年という冠をうたっている割には、準備がもう少し前からあってもよかったのかと思いますが、ここに来て補正予算でやらなければいけないようなものなのか、本予算で組んでもよかったのではないかと思いますけれども、その2点をお聞かせください。

○委員長（白鳥 誠君） 観光プロモーション課長。

○観光プロモーション課長 観光プロモーション課です。

1 点目につきましては、まず、さくら祭りの会場までの動線について、いわゆるモノレールと、あとバスからの動線を周知してことを考えております。委員のおっしゃるとおり、そこまでの距離が結構あるということでありましたが、モノレールは県庁前から亥鼻公園の入り口のお茶の水の入り口のほうまで桜を見られる場所が幾つもございまして、そちらを見ていただきながら誘導ができればと考えております。

そして、来場者数ですが、桜のイベントは、昼のイベントと、あと今回やる夜のイベント、こちらは1つの会場で昼も夜も楽しめるということで来場者数の増を考えております。

そして、竹の準備につきましては、なぜこのタイミングでということですが、実は昨年度から千葉城さくら祭りの実施主体である実行委員会とイベントの内容などを検討してきていたところでございますが、関係団体等とこの段階で方向性が決定したために今回6月補正予算議案とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 何はともあれ、せっかく計画をして実行しようとするわけだから、やった以上は成果があったと喜んでいただけるような行事にしていきたいということだけお願いをして、賛意を表する次第でございます。

終わります。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかに質疑はございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 予算もかなりかけて行うので、その意味を皆さん市民が分かるように、市民参加をたくさん期待したいと思いますし、開府900年とどのように関連してという話など、周知に力を入れていただきたいと思います。

あと、市内放置竹林の活用については、いろいろ考えてくださっていて、楽しく制作して終わりではなくて環境影響も配慮した活用をしていく、竹炭にする、チップにしてとお伺いしましたので、そういったライフサイクルコストが見える化する。市民が先ほど言った森林環境譲与税の活用としてこれが行われていることが分かるような見える化をぜひ検討していただいて、スカイランタンもごみを出さないということだったので、持ち帰りというのはいろいろ考えられていると思いましたので、環境の教育などやってほしいことはありますけれども賛成したいと思います。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 会派としての意見です。まず、千葉開府900年に向けての市民の機運醸成及び認知度の向上はもちろんのことでございますので、しっかり実施していただきたいということと、今、議論にありましたように、市民の皆さんが来てよかったと思えるイベントにしていきたいと思います。及び、レガシーに対しても期待しておりますので、開催をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。栢澤委員。

○委員（栢澤洋平君） 先ほど来の議論の中でもありましたけれども、1つは、申し上げてお

きたいのは竹の活用の面で、今回、緑区の下大和田ですか、から持っていく、だから結構、いろいろ放置されている面での環境の苦悩が現場でもあるので、そこら辺の場所の選定の面で申し上げると、地域の皆さんからもここは少し対応してほしいという声もあれば、そこはうまく適切に地元住民の皆さんの声を拾っていただいて対応していただきたいということが1点。

もう1つは、開府900年のイベントは、どうしても中心市街地中心になりがちです。けれども、やはり全市民が恩恵をもう少し受けられるような企画、それは、だから先ほど6区でのバランスの話もしましたけれども、そこはもう少し経済部も頭を使っていただいて、中心市街地だけにこういうイベントばかりが集中してしまう、そこへ行けない人がいらっしゃるわけです。若葉区、緑区は遠くて、そのようなところも目配せしてもらって、ぜひ機運醸成を含めたイベント展開をお願いしたいことを申し上げて、賛成を表明したいと思います。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私も賛成の立場からの意見ですけれども、私は予算と継続性をキーワードとして持っていて、予算に関して、今回かかるのはしょうがない。それをいかに今後につなげていくかという継続性にもなってくると思いますが、ランタンに関しては、一度きりのイベントで、この成果を見てみないと分からないということですが、竹明かりに関しては、先ほど梶澤委員からも6区でのバランスという話もあったと思いますが、1年間はリサイクルで使えるということなので、今回2026年だと900年イベントで使えると思いますが、夏祭りやほかの地域でのイベント、例えば、6区それぞれ1か所ぐらいは代表的なイベントで使うなどの使い方がもしできれば、毎年の継続性で、1回さくら祭りが春にあるので、そこで予算をつけて、1年間ほかの地域でも使ってもらえれば、トータルで言うと安く感じるところもあるので、予算と継続性を今後考えて、イベントを盛り上げていただければと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。蛭田委員、お願いします。

○委員（蛭田浩文君） この議案に対しては賛成であります。要望ですけれども、やはり多くの市民に周知をしていただきたいということと、できれば先ほど市政だよりやSNSの発信ですけれども、それが年が明けて間近になってからではなくて、できれば今からそういう情報を発信して、来年の900年開府に千葉城でのさくら祭りはこういうことも検討していますということで、なるべく早めに情報を流すことで市民の方が多く参加していただけたと思いますので、その辺を検討していただきたいということだけ申し上げて、この議案には賛成します。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（白鳥 誠君） 賛成全員、よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでございました。

〔経済農政局退室、市民局入室〕

議案自第77号至第83号、第87号審査

○委員長（白鳥 誠君） 次に、議案第77号から議案第83号まで、及び議案第87号の8議案については、いずれも公共施設料金改定に伴う条例の一部改正に関するものでありますので、議案内容の関連性及び審査の効率性を考慮し、一括議題といたします。

委員の皆様は、サイドボックスのしおり1番、市民局の議案説明資料をお開きください。
よろしいでしょうか。

それでは、当局の説明をお願いいたします。市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 市民自治推進部長の齋木でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、市民局議案説明資料の2ページを御覧ください。

議案第77号から第83号及び第87号、市民局における公共施設料金改定に伴う条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書では28ページから60ページと、79ページから80ページになります。

まず、1の条例改正議案一覧ですが、市民局では記載のとおり8条例の一部改正となっております。改正対象となる施設は30施設で、コミュニティセンター、土気あすみが丘プラザ、市民会館、文化センター、文化ホール、ポートアリーナ、スポーツ施設、スポーツ広場となっております。

次に、2の改正の趣旨ですが、受益者負担の適正化や物価高騰下においても、引き続き施設を適正に管理する観点から、利用料金の上限の額及び使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、3の算定基準ですが、千葉市公共施設使用料等設定基準で定める算定基準に基づきまして、利用料金の上限の額及び使用料を改定いたします。

なお、改定率については、料金改定により大幅な増額とならないよう、前回改定いたしました平成23年度からの物価高騰を踏まえまして現行利用料金単価のおおむね1.3倍の範囲としております。

各施設の算定基準は、（1）から（3）に記載をしているとおりでございます。

施設の公共性等に応じまして、施設管理コストに対する受益者負担割合が定められております。例えば、（1）コミュニティセンターの諸室においては、地域型便益提供施設として受益者負担割合が20%となっており、文化施設のホールは準収益型施設として70%、スポーツ施設は50%となっております。

次に、4の料金改定の主な内容ですが、（1）改定対象となる施設は、市民局所管として全30施設となります。

（2）から（7）は、各施設の料金改定の例を記載しておりまして、例えば、中央コミュニティセンター松波分室の茶室では、現行料金が170円のところ、改定後の料金は220円となります。そのほかの料金は記載のとおりですが、（4）ポートアリーナにつきましては、近隣他都市の同種施設とのバランスを考慮し、現行利用料金単価のおおむね1.2倍の範囲としております。

次に、5の施行期日ですが、令和8年4月1日とし、改正後の規定は、施行期日以後の使用

に係る利用料金について適用いたします。

次に、6の今後の予定ですが、令和8年4月に次期指定管理者の切替えにより管理運営を開始する予定としております。

また、本年7月に次期指定管理者の募集を行い、本年第4回定例会に指定管理者の指定議案を提出することとしております。

最後に、別紙としまして、今回の改正条例と対応する施設一覧を記載しております。

説明は以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一括でお願いします。

物価高騰もあり、ある程度の値上げ、改定は致し方ないと思って賛意を先に示します。

それでお伺いしたいのですが、この料金改定に当たっては、ほかの政令市と比べて高いのか、安いのかということと、検討するに当たって、どの自治体を参考にしたのかということです。今回の改定に当たっては、前回の料金改定は15年前に行っていますよね。そこから換算してどのような感じなのか、お示してください。

○委員長（白鳥 誠君） 文化振興課長。

○文化振興課長 文化振興課でございます。

他の政令市の状況と比べてでございますけれども、まず、文化施設につきましては、総論的に申しますと、今回の改定を行ったとしても、他政令市の同規模のホールとおおむね同程度の料金となっていると考えております。

例で他都市の状況を申し上げますと、例えば、横浜市の関内ホールで1,038席があるわけですが、こちらが平日料金で15万2,000円となっております。千葉市の市民会館の大ホールですと1,001席に対して平日料金は13万3,830円と、こういったような感じになっています。

続きまして、2点目のどの自治体を参考にしたかにつきましてですが、こちらにつきましては、今回の改定に当たりまして、先ほども説明がありましたけれども、前回料金改定を行った15年前、平成23年度からの物価上昇分のみとして現行料金のおおむね1.3倍の改定としているという考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） スポーツ施設担当課長。

○スポーツ振興課スポーツ施設担当課長 スポーツ振興課でございます。

スポーツ施設のポートアリーナでございますけれども、ポートアリーナは、市民の利用のみならず、広域的なスポーツ施設であることから競争力を維持する観点を持ちまして、関東の政令市、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、これらのアリーナの興行料金の平均額、こちらがおよそ168万円になるのですが、こちらを上回らないようにということで、1.3倍から少し下げて1.2倍の範囲で改定をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 承知いたしました。価格改定については、妥当なものだと考えております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） では、一問一答でお聞かせいただきたいと思いますのですが、まずもって、今回一斉にコミュニティセンターから市民会館やら、スポーツ施設ということで、利用する市民の皆さんに大体どれぐらいの影響を与える事業になるのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

令和5年度の延べ利用人数ですが、コミュニティセンターでは約149万人、続きまして、市民会館大ホールが約18万人、文化センターが約6万5,000人、若葉文化ホールが約3万5,000人、美浜文化ホールのメインホールが約4万4,000人となっております。

また、スポーツ施設では、延べ利用者数は約143万人となっております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） かなりの利用があることが分かりました。例えば、コミュニティセンターや文化施設並びにスポーツ施設を利用している市民の皆様の年代別の状況はどうなっているのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

まずコミュニティセンターですが、アンケート結果によりますと、施設ごとにばらつきはございますが、全体では60歳以上の方が約6割の御利用状況になっております。

また、文化施設では、詳細な把握はできていませんが、市民会館、文化センターの利用者アンケートによりますと、40代の方が最も多く、市民会館では3割強、文化センターでは4割強が40代となっております。

また、スポーツ施設は、競技ごとに利用者の年齢層が異なるため幅広い年代で多く利用いただいておりますが、スポーツセンターなどを含むスポーツ施設では60代以上の方が5割を超えている状況でございます。

以上となります。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今回、もちろん物価高騰が進んでいるというのが社会的な情勢の中で当然ではありますが、適正な運営という説明をされていらっしゃる際に、具体的にどの程度経費が増えているのか、その辺の御説明をいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

コミュニティセンターの例で申し上げますと、指定管理者、施設によって内訳は異なりますが、指定管理料のうち最も大きな割合を占めるのが人件費となっております。支出全体の約60%となっております。この人件費は、例えば、平成23年度と現在の最低賃金で比較しても約45%上昇している状況でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） では、今回引き上げますと言った折に、働く労働者、先ほど施設全体

の管理料で60%という話がありましたが、これは働く労働者の賃金の引上げがどの程度図られるのか、並びに、仮に今回、引き上げない選択をした場合に、ではコミュニティセンター並びに市民会館云々、これに支障を来すことがあるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

今後、指定管理者の選定を行っていくこととなりますが、人件費の上昇を加味しながら、指定管理に必要となる額を上限額として提示いたしまして、各事業者から指定管理の提案を受けることとなります。

このために、実際に勤務する方の賃金につきましては、各事業者の裁量の下、適正に決定されていくものと考えております。

また、必要となる管理運営コストの総額は変わらないことから、利用料金収入を差し引いた額が指定管理者の上限額となりますので、利用料金の引上げを行わないことで直ちに運営に支障を来すことはないと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今の答弁で再度確認したいんですが、事業者の裁量の中で決定をしていくんだと、そうなったときに、では上げない選択をした事業者も当然あるのか、そういった場合には市からの指導権限が効くのか、その辺のオペレーションはどうなりますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

当然、従業員の方、それから、パート、アルバイトの方といった各賃金がどの程度の額になっているかにつきましては、指定管理期間中確認をすることになっておりますので、市として適正な賃金が支払われているかどうかの確認はできることにはなっております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今回、大規模な市民負担をお願いする中で、例えば、事業者の内部留保に回って働く人の労賃に回らないことになったら、市民目線から見たらこれはどうなのかという話になると思います。

あともう1点だけ伺いたかったのは、今、市民の皆さんのお米の価格が2倍になって、本当に大変な思いをしている、その辺の今の社会情勢、市民の生活実態、そこをどのように今回判断されていますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

今回の値上げに関しまして、御利用いただいている方には大変申し訳ないという考えではありますが、ただ、一方、受益者負担の適正化、お使いになっていない市民の方からの税金によって賄われている部分もあることを考えますと、やはりある程度の御負担を御理解いただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式でお願いします。

先ほど、15年ぐらい前から改定が起きていないというお話がありましたけれども、今後、15年ごとに物価高騰が起こるわけではないと思うので、どのぐらいのスパン、どのぐらいの期間で今後値上げを検討していく方針なのか、そのあたりのお考えがあれば教えてください。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

公共施設の料金につきましては、千葉市公共施設使用料等設定基準におきまして、受益者負担の適正化を図る観点から5年ごとに見直すことを基本としております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 指定管理者の制度が5年なので、5年ごとに見直すというのは適正かと思います。物価が今後下がることはないと思いますが、上がった際には適正に、先ほどの人件費なども踏まえて、受益者負担の観点で検討されるのは理にかなっていると思います。

今回、値上げするにしても1.3倍という単価の上昇に設定した根拠を教えてくださいませんか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

大幅な増額とならないよう、前回改定しました平成23年度から令和7年度時点での物価上昇が約1.3倍であることから、おおむね1.3倍の範囲と、全市的に1.3倍の範囲の設定となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 平成23年度からの企業物価指数も28.1%上昇していて、それに沿った値上げ幅なので、物価上昇分の観点で言うと適正な金額設定、上昇幅であると思いました。

適正にやっていただければいいのですが、金額設定の算定式があると思うんですけども、想定利用者の記載がありますが、これはどのような計算方法で計算されているのか。例えば、事業者が算定している場合は、単価を上げるために利用者の設定を低く設定したりという懸念もあると思いますが、想定利用者数の計算式はどのように算出されたのか、教えてくださいませんか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

コミュニティセンターの例で申し上げますと、各所管課におきまして過去の利用者数の伸び率を令和5年度の実績値に掛け合わせまして、令和8年から12年、次の指定管理の期間の各想定数を算出しております。事業者ではなく市側で算出をしている数字となります。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。

あと、施設ごとにパーセンテージを変えている理由もお聞きしていいですか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

こちらのパーセンテージにつきましても、千葉市公共施設使用料等設定基準におきまして、各公共施設の公的必要性と収益可能性を勘案して受益者負担割合を区分しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 数字は理解しました。先ほども利用者数に関して梶澤委員が質問されていましたが、利用率と稼働率がどのぐらいか、分かれば教えていただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

まず、令和5年度の実績となりますが、コミュニティセンター全体では47%、それから、文化施設の主なものとして市民会館大ホールは73%、それから、文化ホールは56.6%、若葉文化ホールが52%、美浜文化ホールが65%、そして、スポーツ施設全体では用途ごとに異なりますが、体育館について申し上げますと、ほぼ全ての施設で80%を超えている状況となります。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今の数字で言うと、文化施設が73%と大きいんですが、ほかのコミュニティセンターは47%、文化センターは56%、あと、若葉と美浜、同じ文化ホールで美浜のほうで65%で若葉文化ホールより13%ほど高かったり、先ほど各施設のパーセンテージ、利用施設ごとにパーセントに変えているということですが、こういった利用率や金額も影響してくると思うので、利用率などを踏まえた料金設定や今後の施設ごとの検討は既にされているのか、今後されていくのか、そのあたりを教えてください。

少し質問が難しかったかもしれませんが、要するに、低い稼働率のところに関して、例えば利用料は一律に上げるんですけども、利用料以外でも何かしら稼働率を上げることであったり、仮に利用料をそこだけ下げたら人が上がるのかなど、フラットにゼロベースに考えるとそういう検討もあると思いますが、利用者数は施設の大きさで変わってくるので、稼働率をポイントにすると、そこはある程度引き上げる努力は検討されていますか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

先ほどの稼働率の中でコミュニティセンターが47%で、50%を下回っている状況ではございます。ただ、稼働率を常に上げる努力を重ねてはございます。例えば、指定管理者のほうで自主事業ということで、御利用者の皆様にコミュニティセンターを使っていただくきっかけとなるような講座を開催していただいたり、諸室の中には、時代の変化とともになかなか利用率が下がってきている部屋もございますので、大規模改修等の際には、そういった諸室を多目的化するなどの工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 若葉文化ホールと美浜文化ホールで稼働率が結構違うのは、何か理由があるのか、もう分析されているんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 文化振興課長。

○文化振興課長 文化振興課でございます。

こちらにつきましては、それぞれの施設で割引料金を設定したり、あと、美浜文化ホールは音楽ホールがさらにホールとしてはついていたりするので、そことセットで利用するなど、施設の実態や利用者の方への割引料金など、いろいろな工夫をさせていただく中で、施設の稼働が異なっていると感じているところがまず大きくあります。あとは、どうしても美浜文化ホールは海岸沿いでもありまして、お隣の習志野市とも近い中で、例えば、今、習志野市は、御存じか分かりませんがホールがまだ休止している状況がある中で、そういった利用の方が一部こちらに流れてきている状況もございますので、稼働が増えていると見ているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ありがとうございます。

少し視点を変えてですが、新料金体系になることで今後の利用者数の増減予測は、今の時点でどう考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

まず、コミュニティセンターにつきましては、定期的に御利用いただいている方が多いこと、それから、過去の消費税増税の際にも利用者は減ではなく微増という実績があることから、今回も大幅に減少することはないと見込んでおります。

また、文化施設につきましては、今回の改定を行ったといたしましても、近隣の同規模ホールとおおむね同程度の料金となることから利用者数に大きな影響はないと見込んでおります。

また、最後にスポーツ施設におきましては、定期的に御利用いただく方が多いこと、消費税増税のときも利用者数は減ではなく微増の実績があったことから、こちらも大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今、消費増税のときに微増だったということですが、消費増税というのは5%や、8%から10%の2%などそういったパーセンテージだと思いますが、今回は30%上がるということで、どうなるかですが、仮に、利用者が大幅に減ってしまった場合に、利用料金をまた検討して下げたり、何かそういった利用者や施設の状況を見て、物価高騰以外の要素で利用料金を検討することは、今後可能性はあるのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

利用者が想定外に減ってしまう可能性も当然あるわけではございますが、まずは、多くの利用者の方に御利用いただくような努力をしていきたいと思っております。

それでも、指定管理者とともにいろいろな工夫してもということになりましたら、そのときに改めて適正な方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君）　ありがとうございます。

先ほど、5年ごとに料金改定という話だったので、実績を踏まえての次回検討だと思いますが、現時点での入場料や売上高の部分が新料金体系になることによってどのくらい変化が生じてくるか、先ほど経費の話もありましたけれども、そのあたりを教えてくださいませんか。

○委員長（白鳥　誠君）　市民総務課長。

○市民総務課長　市民総務課でございます。

まず、コミュニティセンター全体では、約3,000万円の料金収入の増加を見込んでおります。文化施設全体では約4,200万円、そして、スポーツ施設全体では約3,600万円の料金収入の増加を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（白鳥　誠君）　山崎委員。

○委員（山崎真彦君）　3,000万円から4,000万円ぐらいそれぞれ各施設で増えるということですが、これは経費の先ほどの人件費の上昇分に全て充てられるぐらいの金額なのか、それとも事業者、指定管理者の営業利益になるだけなのか、そのあたりの状況が分かれば教えてくださいなと思います。

○委員長（白鳥　誠君）　市民総務課長。

○市民総務課長　市民総務課でございます。

指定管理につきましては、コミュニティセンターの例で申し上げますと、利用料金は指定管理者の収入となります。そして、指定管理に必要なコストから料金収入を差し引いた残りの必要額を市から委託料のような形でお支払いする形になります。このため、今後、指定管理者の選定が行われるわけですが、指定管理者のほうでどのような支出の内訳としてくるかは、各指定管理者の提案次第となってまいりますので、現時点でこれというような判断はできない状況ではございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥　誠君）　山崎委員。

○委員（山崎真彦君）　そうすると、人件費が足りない場合は、市がプラスで補助しないといけないような制度なのかと今思ったんですけれども、そうすると、やはり物価上昇の中で入場料を上げたことによって入場者が下がってしまうと売上げが下がってしまうので、そのバランスだと思うんですが、各施設の売上げをできるだけ増やすことが市の負担を減らすことにもつながってくると思うので、そこは料金と入場者のバランスを見て、今後の料金改定をした後の状況を注視していかないといけないのではないかと思います。

私からは以上になります。

○委員長（白鳥　誠君）　ほかにございますでしょうか。三須委員。

○委員（三須和夫君）　一問一答です。

今この時期に一齐に公共料金の値上げとは、どういうことなのでしょうか。

○委員長（白鳥　誠君）　答弁願います。市民総務課長。

○市民総務課長　市民総務課でございます。

市全体といたしまして、千葉市公共施設使用料等設定基準におきまして、5年おきに公共施

設の料金を見直す基準を設けてございます。それが今回のタイミングで、受益者負担の適正化ということで改定を行うわけでございますが、直近の5年前等は、コロナ禍もありまして改定を見送った経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 今、年金も下がっている人もいる。こういう時期になぜこのような公共料金を一斉に上げるのかは、私の疑問です。

そして、それに伴って、先ほどの話の中で指定管理者の話が出ていました。値上げで指定管理をやっている方々には、どのくらい行くのですか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民総務課長。

○市民総務課長 市民総務課でございます。

次の指定管理の指定期間が令和8年度から12年度の5年間となります。その指定管理者に対しまして、どれだけの額をお支払いするかという上限額を現在財政局と協議中でございます。そういった上限額の範囲内で各指定管理者から各種の提案をしていただきまして、一番優れた指定管理者と管理協定を締結した後に、第4回定例会に議案を提出させていただく流れになるのですが、現在の時点におきまして、幾らの額が指定管理者に行くかは、今のところこういう数字はない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 今、話が何かよく分からないんだけど、私が言いたいのは、やはり今、景気がいい会社ばかりではないんだよね。先ほど少し出たけれども、トランプさんのおかげで車関係や建築関係もどんどん材料が上がってくるし、非常に厳しいんだよ。皆さんは、お構いなく一斉に値上げ、今しかないような感じだけれども、少し違うのではないかと思います。皆さんどうですか。執行部の皆さん、みんなそう思うんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 市民局長。

○市民局長 委員がおっしゃるとおりのところもありますが、我々としても、先ほども申し上げましたとおり、5年に1回の見直しの中でそれを客観的に見て、物価上昇分も見て、受益者負担の適正化からも見て、今回は、局も含めて市として全庁的に判断したところでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 皆さんの言っていることも少しは分かるんだけど、とにかく現実はそのような厳しい面も結構あるからね、皆さん方もよく分かっていただかないと、これから高齢者なども大変だよ。一応、そういうことで、分かりました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一括でお願いします。

各施設によってパーセンテージが違うということで、文化施設が70%と、一部30%と記載がありますが、この違いはどういった点であるのか、どの施設がなど、もし具体的なことがありましたらお示しいただきたいのが1点と、もう1点は、市民への周知に対して、どのような

方法、時期や期間や方法も含めてどのように考えているか、お聞かせください。

○委員長（白鳥 誠君） 文化振興課長。

○文化振興課長 文化振興課でございます。

1点目の御質問の文化施設の受益者負担割合70%、30%の違いでございますけれども、簡単に申し上げますと、70%は大きなホールを借りるときの受益者負担分になっています。いわゆる、受益者の方に負担を多くしていただくという考え方でございまして、一方で、同じ文化施設の中にも会議室など、文化施設以外でもあるような諸室があるわけですが、そういったところは30%という形で、他の受益者負担とおおむね合わせるような形での受益者負担の設定の仕方になっています。そこで考え方を整理して決めていると御理解いただければと考えております。

2点目の市民への周知でございますけれども、こちらにつきましては、スケジュールでこの後、第4回定例会で恐らく指定議案が上がって、そこで指定管理者がおおむね決まりますと、それから各市民の方に向けての準備行為などを指定管理者と市で協議しながら決めていくこととなりますので、具体的な時期は大変申し上げにくいのですが、早くて年明けの1月以降から動いていく形で、市民の方への周知が始まっていくと考えております。

ただ、指定管理者の場合、同じ指定管理者が指定されるのか、指定管理者が変わってしまうのか、いろいろな状況がありますので、あくまでも目安として捉えていただければと考えています。

周知の方法につきましては、やはりいろいろな指定管理者のお考えがあると思うんですが、ホームページなどがまず中心になってくるのではないかと思いますので、そういったところを中心としながら、さらにどのような形で皆様に速やかにかつ広く周知が行きわたっていくのかという方法を協議していくものと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 状況は、よく分かりました。あとは、意見で言わせていただきます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ質疑を終了いたします。

次に、議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 会派の意見を表明いたします。

千葉市公共施設使用料等設定基準に基づき料金の算定を行って、近年の労務単価の上昇や物価高騰の影響があり、負担額と現行料金に大きな乖離があることが示されました。

また、受益者負担の適正化や物価高騰下においても、引き続き施設を適正に管理する観点から料金改定をする必要があることに理解を示したところです。

したがいまして、議案77号から83号と87号、この8議案に賛同いたします。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかに、石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 2点ばかり賛意を表する前に発言させていただきます。

まず、公共料金を受益者負担原則に基づいて上げるのは結構ですけれども、今この御時世の中での値上げには非常に市民抵抗があるのではないかと。そのためには、値上げをした以上は、

利用者が喜んだということではないだろうけれども、納得のいくようなサービスをしていただきたいのが1点。

もう1点は、指定管理者について、いろいろな審査、査定を経て指定管理者になったわけですが、そのときに提案書を確か提出をしてあるわけですが、それに対して皆さん方がどのようなチェックをしながら、要するに、利用率や収益などその辺のところも加味しながら指定管理者にしていると思いますが、それが5年間なら5年間、3年間の中に、要するに、どのぐらいの達成をしているのか。達成をしていないから市の負担がそこに投資をしていかなければいけないようなこと、これはあってはいけないことだと思いますので、その辺のところは、指定管理者を指定した以上は、しっかり指導教育をしていっていただきたい。そして、利用者側から苦情のないような体制づくりをしていただくことにつきまして、会派といたしましては、これは賛意を表しながら、その点を御理解いただきたい、やっていただきたいとだけお願いをしておきます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。蛭田委員。

○委員（蛭田浩文君） この議案には賛成するということでございます。お願いですけれども、今、石橋委員からもありましたけれども、利用者が本当に利用しやすいように、この後指定管理者からの提案もありますけれども、しっかりしてほしいと思いました。過去に、結構、利用者である市民に対して威圧的な指定管理者もいて、そのような相談も実際ありましたので、しっかり教育してやっていただきたいと思います。

それから、料金が上がるということで、先ほど、ホームページで周知していくということで、すけれども、スポーツ団体の大会も開かれているところもあるので、千葉市スポーツ協会など早めに流せるところは流して周知していただきたいということだけ申し上げて、賛意を表します。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 皆様から出ていたこととほぼ同じですけれども、周知をしっかりと市民、関係団体等を含めて前広にさせていただくことと、あとは、指定管理の段には、やはり適正な支出がされるものを評価していく、指定管理者の選定の際にはきちんと見ていくことも1つですし、その後の管理費のコスト、人件費などで圧縮がないか等も引き続き継続的に見ていくという姿勢が必要かと思います。

市民のための施設として大事な施設ばかりですので、引き続き、利用を継続しながら適正に利用できる、市民が楽しく毎日を過ごすために必要なものばかりですので、料金の値上げは、この時期致し方ないということで賛意を表したいと思います。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 賛成の立場からの意見ですけれども、平成23年度から消費税があったので改定がなかったというところで、その中でも人件費は多分上がっていたと思うので、事業者の経営事情が苦しくなってきた15年ぐらいの傾向だったと推測するのですが、その中で利用料金を上げるというところで、それがうまく事業者の安定経営、しっかりと経営に寄与すればいいというのが1つと、あと、料金を上げることが目的ではなくて、利用者が増えたり、利用者の利便性や満足度が上がることを目的にしていっていただきたいので、上げたから終わりではなくて、しっかりと上げたことによってどう変化が生じたかということを当局としては分析を

していただいて、次回5年後の改定に生かしていただければと思います。

千葉市も全体の売上げが上がることによって、千葉市の一般財源からの負担が減ると思うので、受益者負担を考えると、一般財源、千葉市民全員が払っているような財源から出すよりは、売上げを上げて、利用者が使いたいときに満足度を上げた上で使うというサイクルにしていたいただければと思いました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。栢澤委員。

○委員（栢澤洋平君） 私ども会派の共産党市議団としての表明もしたいと思いますが、まずもって、先ほど議論をやり取りさせていただいて、やはりコミュニティセンターをはじめ市民会館、スポーツ施設、300万人と言われる市民の皆様が御利用していただく施設だと。だから極めて大きい影響が出る案件であることをまず申し上げなければいけないのと、同時に、先ほど労務単価がこれまでやはり支出全体の60%で上がってきている。けれども、今回上げたのが、どこまで適切に働く人の賃金が上がるのかが、先ほどの説明だと、適切にということではっきりと分からないわけです。やはりその部分の懸念もあるし、私は今回一連の議案質疑もしましたけれども、市民負担が1.8億円です。1.8億円ですよ。これだけの負担を一気にこのタイミングでかぶせることが、果たして本当に市民にとっていいのかということです。

先ほど聞いたときに、料金を据え置いた場合でも直ちに施設運営には影響が出ることはない」と明確に答弁をなされていたということでもあります。ですから、直ちにこれをもってして、ここを上げなかったら絶対にこのコミュニティセンターは運営できなくなりますという話ではないんです。だから、1.8億円というこれだけの負担をお願いするのがまさに今なのかという議論が、本来はもっと真剣になされるべきであって、代表質問で申し上げたんですけれども、私どもも市民要望アンケートを今やっています。生活が悪くなった、やや悪くなったは9割です。毎年私たちはアンケートをやっているんだけど、これだけ悪くなった局面はないんです。だって、米が2倍になるって経験したことないでしょう。やはり、市民の皆様の今の負担感は、それぐらいあると思います。だから、今、引き上げることについては、もう1回5年後があるわけですから、最も市民生活の痛税感を含めて、減税をしてほしいという声も大きいし、それぐらい負担が重い中の局面ですから、ここでのやはり引上げについては、私どもは賛意を示すことはできないと申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ逐一採決いたします。

お諮りいたします。議案第77号・千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第78号・千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第79号・千葉市民会館設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第80号・千葉市文化センター設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第81号・千葉市文化ホール設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第82号・千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第83号・千葉市スポーツ施設設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。議案第87号・千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成多数、よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでございました。

[市民局退室、経済農政局入室]

議案第84号審査

○委員長（白鳥 誠君） 次に、議案第84号・千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。

委員の皆さんは、サイドブックのしおり2番、経済農政局の議案説明資料をお開きください。

よろしいでしょうか。それでは、当局の説明をお願いいたします。

○委員長（白鳥 誠君） 経済部長。

○経済部長 経済部、長谷部です。失礼しまして、着座にて説明をさせていただきます。

経済部は、条例議案1件でございます。

議案書では61ページから64ページですが、経済農政局議案説明資料で説明をさせていただきます。

3 ページを御覧ください。

議案第84号・千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正についてです。

まず、1、改正の趣旨ですが、千葉市勤労市民プラザの庭球場及び体育館の利用料金の上限額を改定するため条例の一部を改正するものです。

次に、2、料金改定の考え方ですが、千葉市公共施設使用料等設置基準に定める算定基準に基づきまして、利用料金の上限額を改定します。改定に当たりましては、料金改定により大幅な増額とならないよう、前回改定しました平成23年度からの物価高騰を踏まえ、現行利用料金のおおむね1.3倍を超えない額とし、かつ、他の市内スポーツ施設、コミュニティセンター等と同一の改定内容とします。

次に、3、改定の内容ですが、長沼原勤労市民プラザの上段、庭球場クレーの一般利用は、現行利用料金が460円のところ改定後利用料金が590円、小中高校生は現行利用料金が300円のところ改定後利用料金が390円とし、その他の利用料金は記載のとおりとなっております。

なお、勤労者団体の利用料金は、一般の利用料金の8割となります。

最後に、4、施行期日ですが、令和8年4月1日とし、改正後の規定は、施行期日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日より前の使用に係る利用料金については従前の例によります。

経済農政局の説明は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 端的に一問一答で伺います。

先ほども少しお聞きしましたがけれども、年間の利用者数と世代別の利用率についてどういう状況だったのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 雇用推進課でございます。

年間の使用者数につきましては、長沼原勤労市民プラザで約8万6,000人、幕張勤労市民プラザについては9万5,000人となっております。

年代別の利用者数でございますが、専用利用の方が多いため一人一人の年代の確認はしておりませんが、アンケート結果では60歳以上の方が約6割で一番多い状況でございます。50代が約2割、40代、30代以下が約1割となっております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 先ほども市民局とは少し議論しましたがけれども、とにかく今の物価高騰で市民生活の厳しさの面の配慮というか、受け止めはどういう認識をされたのか。ある意味でこのタイミング、先送りできなかったのかという点についてどういう認識なのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 今、物価高騰という状況の中、この段階での利用料金の値上げは大変心苦しいのですが、これまで勤労市民プラザにつきましても管理運営経費の上昇がありまして、これまで受益者負担率というところで、市税の投入が少し多めになっている状況でございましたの

で、今回このタイミングでの利用料金の改定を考えております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 以上です。

○委員長（白鳥 誠君） それでは、ほかにございますでしょうか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一括で1点だけ。今回、スポーツ関係の場所だけが改定となっておりますけれども、この施設にはそれ以外の諸室がいろいろあると思いますが、そちらのほうで改定となっていない理由について。また、今回の受益者負担率のところ50%となっておりますけれども、そのスポーツ施設とそれ以外のところで差があるのか、そういったところもお聞かせください。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 今回、本来であれば、公共施設使用料等設定基準によりますと、総経費に対して各諸室の面積で平米単価を割り出しまして、利用率の状況を踏まえて利用料金の改定をしていくのですが、今回、文化棟の諸室に関しましては、勤労市民プラザ2館全体での経費と利用率での算定をいたしまして、値上げには至らないということで今回値上げをしない状況でございます。

受益者負担率につきましては、勤労市民プラザにつきましては全て50%が規定となっておりますので、スポーツ施設、文化棟とも50%でございます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） すみません、少し伺いたいのですが、例えば、公民館なんかだと結構、席を大体どの団体が利用するかということで、既得権と言ってはいけなんでしょうけれども、新規参入がなかなかできないような状況がございます。

勤労市民プラザのスポーツ施設などもそういう状況になっているのかということと、あと、もう1点は、勤労者団体はどのような基準で、任意でできるのか、それとも何か法規に基づいているものなのか。また、実際ここを使っている勤労者団体はどのようなものがあるか、お示してください。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 まず、利用の方の新規参入につきましては、基本的にはオンラインでの抽せんでございますので、利用を御希望される方が申込みをしていただければ抽せんという形になりますので、そこは変わりはないと思います。

あと、勤労者団体につきましては、今、団体構成員の半数以上が勤労者であることというのが規定でございます。その中で、今、勤労市民プラザのほうでは、10人以上で構成される団体で半数以上が勤労者である場合に勤労者団体という形での認定をさせていただいているところでございます。

具体的にどのような団体かと申しますと、基本的には、例えば、同じ会社でバスケットを趣味にされている方が体育館などでバスケットでの利用をされたり、バドミントンなどを利用されたりという方がいらっしゃる状況でございます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。料金については、致し方ない部分、物価高騰ということもありますので、それは承認いたします。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式でお願いします。

先ほど、市民局に同じような質問をしているので、別の、同じような質問も少しありますけれども、先ほど、梶澤委員が稼働率を聞いていたと思いますが、各施設の稼働率のお答えがなかったと思うので、そちらをお答えいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 大変失礼いたしました。稼働率につきましては、長沼原勤労市民プラザで46%、幕張勤労市民プラザで53%でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） あと、梶澤委員は利用者の年代も聞いていまして、60代以上が6割、50代が2割、40代が1割、30代以下が1割という回答があったと思いますが、勤労市民プラザなので、現役世代のほうがやはり、勤労という意味の定義が少し難しいですけれども、60歳以上よりはもっと下の世代の利用も増やしたいというところが施設としてあるのではないかと推測するのですが、現役世代や、子供は勤労には入らないですけれども、親子で使ったりもあると思うので、現役世代や勤労を実際やっている世代に、より使っていただくための何か今後の施策なり、何かそういったものはありますか。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 基本的に、平日の日中は、どうしても60代以上の方の御利用が多いのですが、勤労者、いわゆる会社、企業利用も増やしていきたいというところで、今、指定管理者の提案で、夜間料金につきましては、市が定める基準額よりも少し減額した形の利用料金設定をしております。

また、最近では勤労市民プラザの指定管理者のほうで企業利用を多くしていただくように、ホームページ等で諸室の内覧や間取り図、会議をする際の席の配置などを図面で示すなど、そういった工夫も、御利用いただけるような工夫をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 夜間料金など、そのように柔軟にできるということを知ったので、例えば土日だと子供は学校がないと思うので、子供の料金は今70円か90円でしたか、100円まで行かないような設定がされていると思いますが、例えば小学生以下だと、絶対保護者である大人がついてくると思うので、思い切って子供の料金を無料にってしまうなど、中学生以上だともしかしたら子供だけで使う可能性もあると思うので、柔軟に料金設定を変えられるのであれば、夜間料金や土日子供料金のようなもので柔軟性を持てると、利用者、勤労者をメインとした現役世代や親子連れも増やせるのではないかなと思うんですけれども、夜間料金に加えて、子供の料金を柔軟に変えるといったところは検討されていますか。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 今回の条例につきましては、基本的には他のスポーツ施設との同一料金という形で合わせておりますので、その中で、指定管理者のほうで御検討の余地があればということではございますけれども、今、現状としては、我々としては、案としては特にお出しできるものはない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。

あと、先ほど市民局にも同じ質問をしたのですけれども、新料金体系になることによって利用者がどのように変わっていくのか、施設の売上げもどのように変化があるのか、教えていただけますでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 前回利用料金を改定した平成23年の状況ですと、利用者数につきましては微減をしております。

ただ、勤労市民プラザについては団体利用が非常に多いものですから、稼働率につきましては、平成23年度におきましても増加している状況でございますので、利用料金の収入の減、利用者の減は特にそれほど大きな影響はないかと考えております。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 売上げ予測のほうも答弁をお願いします。

○委員長（白鳥 誠君） 雇用推進課長。

○雇用推進課長 利用料金自体も大きな影響はないものと、今、想定をしておりますのが、大体460万円ぐらいは利用料金収入が増える予定と考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 質問は以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかに質疑のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。柊澤委員。

○委員（柊澤洋平君） 私ども会派の賛否を含めて申し上げますが、先ほども議論しておりましたが、やはり今回、受益者負担率が例えば46%から50%、確かに仕組み上は50%でということでしょうけれども、だからといって、ここが運営できなくなるということにはならないだろうというのがまず第1点。

先ほど、山崎委員の質疑でもありましたけれども、若干、前回上げたときにやはり減るんですよね。今回、例えば、庭球場のところで一般が180円ですか。これは少ないように見えて、やはりそこでどうしようかという方も出てくる。若干インパクトはあるんですよ。我々としては、再三申し上げているとおり、暮らしの今のインパクト、苦しさ、ここにおける認識が、どうも執行部側としては、市長選挙の後だからということがあるのかもしれないけれども、ですがやはり一番大事なことは、市民の皆様の今の暮らしの状況をしっかり見た上で、適切な料金反映がなされることが本来あるべき行政の在り方ではないかというのが我々の考え方でございます。もちろん受益者負担率の仕組みの中でということとは分かるんですが、今の市民の

暮らしを見て、引き上げることに對しては賛同しかねると申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。森山委員。

○委員（森山和博君） 会派の賛否を申し上げます。

公共施設の料金改定として、これまで他の施設においても議論してきました。料金改定により大幅な増額とならないよう、改定率については前回改定した平成23年度からの物価高騰を踏まえての現行料金のおおむね1.3倍の範囲としていることを理解しまして、当議案も賛同いたします。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 先ほどの市民局と同じような内容になるのですが、一応お伝えしたいので意見を言わせていただきます。

賛成の立場からの意見ですけれども、やはり平成23年度から変わってなくて15年ぶりの改定なので、人件費や事業者の負担は多分増えていると思う中での、千葉市がその補填をしなければいけないという状況だったと思うので、そこは料金を上げたことによって売上げが上がるかというところで、そうすると千葉市の負担が減ると思うので、そういうところで言うと、利用者を増やす、利用者の満足度を上げるといったところを、今後は料金を上げた後にきちんと分析をして、5年後、また料金改定をするときに料金を逆に下げるのか、物価高騰によってまた上がるのかは、厳密な分析を基に今後5年ごとにきちんと検討していただきたいのが我々としての気持ちです。

今回15年ぶりということなので、一気に1.3倍上がるというのは、確かに一般の市民の方から見ると利用をやめようかと思ったりもしやすい可能性があるのですが、そこは変えるにしても徐々に上げていくなり、その状況、入場者や市民の方の声を聞いて変えていくことを、今後は行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 先ほどと同じような内容になってしまうんですけれども、市の重要な公共施設において、料金改定の市民に対する影響はやはり重要なものがありますが、この御時世で受益者負担率を考えながら値上げすることにおいては致し方ないと考えますので、今後の利用について、市民からの様々な御意見を適切に受け止めながら、指定管理の事業者への適切な管理、あと、人件費への適用などもきちんと市の方でウオッチしていただくことをお願いして、賛意を表したいと思います。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第84号・千葉市勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（白鳥 誠君） 賛成全員、よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

もうすぐ12時でございますが、陳情が3件残っておりますが、ここでお昼の休憩にしてよろしいでしょうか。

それでは、審査の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開を13時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時 0 分開議

○委員長（白鳥 誠君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

陳情第3号審査

○委員長（白鳥 誠君） それでは、陳情第3号・土の掘削と搬出を伴う残土造成工事（特定工事）に関する陳情を議題といたします。

なお、陳情第3号の提出者より、意見陳述の申し出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により、暫時休憩といたします。

午後 1 時 1 分休憩

午後 1 時10分開議

○委員長（白鳥 誠君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり5番、陳情第3号の参考説明資料をお開きください。
よろしいでしょうか。

それでは、説明をお願いいたします。資源循環部長。

○資源循環部長 環境局資源循環部長の武でございます。

陳情第3号・土の掘削と搬出を伴う残土造成工事（特定工事）に関する陳情について説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

陳情に関する所管が環境局、経済農政局にまがりますことから私から一括して説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、1の陳情の趣旨ですが、1、事業者に対する厳正な審査をもって当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の特定事業の許可をしないこと、2、千葉市土の採取計画の認可に関する条例の運用や解釈を事業者優先から改めることの2点でございます。

次に、2、事業の概要ですが、当該事業の申請内容は、事業者が約7,000平方メートルの林地の樹木を伐採した後、約15メートルの深さまで掘削し、発生した土砂を搬出するとともに、外部から土砂を搬入し、埋立て及び盛土を行うこととしております。現在、樹木は伐採済みですが、土砂の搬出入は行われておりません。

次に、3、条例の内容及び本市の考え方ですが、1、土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例につきましては、外部から土砂を搬入し、300平方メートル以上の埋立て等を行う場合は市の許可が必要となります。許可要件に該当する場合は、事業に関連する法令等を所管する部署と事前協議を行った後、構造や申請者の要件などの申請内容を審査した上で、条例を定める基準を満たしている場合は許可することとしております。

条例の施行規則では、事業場の境界線からおおむね300メートル以内の居住者に説明会を開催することを義務づけており、対象は21世帯となっております。

当該造成工事につきましては、本年1月に許可申請があり、申請内容を審査した結果、条例で定める基準を満たしていることから3月に事業の許可を行いました。

なお、許可に当たりましては、工事中に地下水が確認された場合は、それ以上の掘削を行わないことなどの条件を付し、周辺環境へ配慮するよう求めています。

次に、2、千葉市土の採取計画の認可に関する条例についてですが、条例は、砂利採取法で対象となっていない土の粒径が小さい一定基準未満のものを土と定義し、規制の対象としております。砂利採取法に該当する事業は、反復、継続して行うもので、かつ、他の場所で使用する目的を持って砂利の採取を行っているものと定められていること。また、本市以外の県内の土採取計画の認可を行っている千葉県も同様の解釈で事業の対象としております。

また、本計画では、掘削した土を廃棄するとのことであり、搬出先の処分場への確認もできたことから条例に基づく認可の対象事業とはならないと判断しております。

4ページをお願いいたします。

最後に、4の今後の対応についてですが、土砂の搬出入におきまして条例に違反する行為が行われていないか監視するため、平日は市職員、平日夜間及び土日祝日は業務を委託している警備会社による巡回パトロールを実施しており、今後も違反行為が行われていないか監視してまいります。

パトロール等により違反行為を確認した場合は、まずは是正指導を行い、それでも指導に従わない場合は、命令の発出や許可の取消しを視野に対応してまいります。

また、土砂の搬入につきましては、計量法の登録のある分析機関が実施した地質検査結果を提出させ、安全基準を満たしているか確認を行います。

さらに、土砂の搬出につきましては、必要に応じて現地調査を行い、売却等の違反の疑いがあれば指導要領に基づき是正指導を行い、指導に従わない場合は告発も視野に対応してまいります。

説明は、以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 御説明ありがとうございます。何点か一括でお願いします。

土の掘削と搬出を伴う残土造成工事、特定工事に関する陳情をいただいて、当局からの説明の中で、実際にはここは既に本年1月に許可申請があり、申請内容を審査した結果、条例で定める基準を満たしている。条例を定める基準のもう少し細かな条件、内容を教えていただきたいのが1点と、実際、特出ししているのは地下水が確認された場合はという、ここだけが何か注目されるような言い方をされておりますけれども、ほかに何か特徴的なものはないのかとい

うことを確認させてください。

今度、土を搬出する側の条例ですけれども、こちらは経済部のほうでということ、そもそも環境と経済の部門が分かれていることに関しては、これはいつもあり得るようなシチュエーションではないですか、土を入れて土を出す。それがどういうなりわいをされているかどうかというよりは、その辺の連携はしっかり今までもなさって、正しく審査をされてきているのか。また、陳情の文書の記の中にもありますけれども、事業者優先を改めることという心情が出てしまうことが何なのかということも、当局としてはどのように受け止めていらっしゃるのかを確認したいと思います。

3つ目は、一度許可は出したものの、パトロールを立ててしっかり四六時中、24時間きちんと違法がないことを確認されている。それでも人目を盗んで違法行為がある可能性は拭えないですし、今現状どこまでどういう状況になっているのか、そのパトロールをかけたから実際その行為は止まっているのか、それ以降進んでいるのか、その都度、都度、注意をして抑制しているのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。

以上3点お願いいたします。

○委員長（白鳥 誠君） それでは、お願いいたします。監視指導室長。

○監視指導室長 産業廃棄物指導課監視指導室です。

許可の条件ですけれども、まず構造の基準として、のり面の高さ制限、地盤面から2.5メートル以内や、あと、のり面の勾配約30度未満にすることなど、埋立て後の土砂が流出しないような項目を定めております。

あと、申請者に暴力団関係者がいないかなど、あと、近隣説明会を実施することなどが許可の要件となっております。

あと、許可の条件で、地下水以外の項目ですけれども、建設汚泥などの産業廃棄物を持ち込まないことや、万一、近隣周辺環境に被害を及ぼした場合は、自己の責任において速やかに対処することなどを事前協議の中で協議していますので、そのあたりの調整内容を遵守することを許可条件に盛り込んでおります。

以上になります。

○委員長（白鳥 誠君） 企業立地課長。

○企業立地課長 企業立地課でございます。

まず、認可の手続が環境局と経済農政局にまたがっていることについてでございますが、今回の件に限らず、事前にこのような相談があった場合は、どちらの局に行っても情報共有をした上で、しかるべき許可手続を取るように共有しているところでございますし、今回のケースについても同様な対応を取っております。

2つ目の事業者優先という今回の陳情の内容の当局としての受け止めでございますが、確かに事業者が今回廃棄するという計画で情報の提供があった中で、それをそのままのみにするのかというところはございますので、我々としては、搬出先である、具体的には市原市の処分場になりますが、届出がされたしかるべき処分場に搬出されるという裏づけも取った中で今回廃棄する事業で進めるという確認を取って進めるところでありますし、かつ、本市の条例が特段事業者優位になっているかということも、こちらの条例につきましても法律や千葉県の運用と同一の解釈運用をしているところでございますので、本市の条例が特段事業者優位に

なっているというものではないという認識を持っております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 産業廃棄物指導課長。

○産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

1点補足をさせていただきます。日々の監視パトロールにつきましては、委員御指摘の全て網羅的にできるかというお話がございました。許可した後からは、日々パトロールは行っているところでございます。しかし今後、不適正な土砂の搬出搬入が行われるということであれば、不適正な事業を行う可能性がある現場といたしまして、市民の方々からの情報もいただきつつ、立入検査、監視パトロールを強化していく、そういった現場として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 1点目の審査の細かな内容のところですけども、構造的なり面の高さ2.5メートル、勾配30度以下、あと申請者が反社でないことなど、近隣の説明会、事前協議の内容があるということは分かりました。

まず、その中で、例えば、申請者のところの外国籍の会社が、非常にお行儀の悪いということも伺っておりますから、その辺の対応などは本市としてはどのように考えてきているのかということが1つ目です。

あと、事前協議の内容が個別具体的な場所での条件を提示するものだと考えますので、事前協議の内容が地域の皆さんに了解いただけないとなかなか難しいのではないかと考えますが、この内容はどのような協議だったのか、お示してください。

3つ目が、局をまたいでのでの取組で、しかるべき対応のため情報の共有をなさっているということですが、もしこの条例が今に合っていなければ、やはり直ちに抜け道というか、そのようにこうかつにその間を利用すればなりわいできてしまうということは、いろいろ考えなければいけない社会情勢なのではないかと考えています。これまでも、スクラップヤードの条例なども、いろいろな罰則規定を設けることによって抑止力を高めたり、千葉市ならではの検討がなされてきたと思いますが、このこともそのような分野の1つではないか。この方面のこの陳情者のいらっしゃる地域は、そのようなことの温床になりやすい場所なのではないかとも漏れ聞こえてくる場所からすると、大変な状況を日々感じていらっしゃると思いますので、集中的に何かやらなければいけない考えを当局はお持ちなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

3点目の日々パトロールの立入り後も、違法があれば、それはまた厳正にきちんとやるしかないんですけども、ここは粘り強くやっていくことが肝要と、重要と考えていますので、許可は出したけれども引き続ききちんと対応は必要かと思いますが、違法を見つけたときの対応を簡潔に教えていただければと思います。

以上、2回目です。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 産業廃棄物監視指導室です。

申請者が外国人だった場合ということですけども、今回の申請者は日本の企業ですけど

も、外国人であったらどうだという規定は特に条例の中にはありません。

事前協議の内容ですけれども、事前協議は今回この事業に関わる所管が22か所の所管を回って各法令に抵触していないか、必要な届出はないかというところを回って、他法令の違反がないような形で事前に事業者のほうで各課と協議してもらうという形になります。

住民との協議は、住民説明会の中で住民の意見を聞いていただく形になっていますが、そこで出た意見については、極力住民の意見に応えるようにという指導を行っているところであります。

あと、スクラップヤードなどと同じように、ほかの行政の法令の隙間を狙われないようにというところですが、こちらに関しても事前協議で対象になった課などと、それぞれ所管する法令が違いますので、そのあたりは連携して立入検査や指導を行っているところであり、スクラップヤードなどでも消防や警察と連携して、それぞれの所管の及ばないところも補完しながら指導を行っている状況であります。

パトロールで違反が見つかった場合ですけれども、違反行為を確認した場合は、速やかに違反行為を止めるように、是正の指導を行っていく形になります。是正指導に従わない場合は、文書指導など徐々に厳しく指導していくという形、条例など他法令の違反があれば法令の違反に基づいて指導をしていく形になります。

以上になります。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） もう1つ、スクラップヤードのようなものとして取り上げるのなら、当局として何かこのことに関して考えはないのか、ここを追加で求めたいと思います。

○委員長（白鳥 誠君） 産業廃棄物指導課長。

○産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

今回の地域、若葉区中田町ですけれども、この事案は、やはり若葉区は比較的土砂の許認可が多くなっているような状況でございますけれども、これは千葉市域内全てこういった状況が今後も起きる可能性があるということで、この土砂条例によって市外から残土が運ばれて、それに対しての安全性、土砂の崩落等による災害の発生の防止といったところを個別に千葉市として規定している条例でございます。こういったことから、この条例の運用を厳密に的確に運用していくことが求められていると思っております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。森山委員。

○委員（森山和博君） 3回目なので一旦終わります。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。栴澤委員。

○委員（栴澤洋平君） 一問一答で何点か執行部に確認させてください。

まず、今回の事案は、森林の伐採は完了しているということでございますけれども、先ほど来、陳情者の方のお話がありました条例の中で、いわゆる土を廃棄するということで、そういう立てつけになると要するに条例対象外になる、そういった事例は我が市内でどれぐらいあって、過去のトラブルなどはどうですか。

○委員長（白鳥 誠君） 企業立地課長。

○企業立地課長 本市におきまして、土の採取条例の審査対象になった事案はまだ現状ござい

ません。本市において平成28年からこの事務を行っているところですが、その後1件も事例がないような状況でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 本来は、再利用する、あるいは売却するときはそうしてきちんと審査をされるけれども、今回のように捨てるという仕組みになったときに、その業者に対するチェック機能が適切に働いているのかどうかということが今回の陳情者の1つの趣旨であるわけですが、今回の件はチェック機能がきちんと働いてないのではないですか。その辺の見解をお聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 企業立地課長。

○企業立地課長 土の採取の条例におきましても、掘削した後の安全基準を定めて、その安全基準を満たしていれば認可をするような手続になっております。今回は審査を行っておりませんが、環境局所管の土砂条例のほうで安全基準を設けており、そちらのほうで一定の基準は満たしているという認識を持っておりますので、廃棄という事案で審査がなかったから何か安全基準を一部満たせないだとかという事案にはなっていないという認識を持っております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 当局の説明資料の中で、いわゆる近隣のおおむね300メートル以内の居住者に説明会をとということでしたが、私も現地を見させていただきましたが、当時を含めて住民の皆様から、かなり道も狭いし、大規模な森林が伐採をされる、そこに15メートル掘削して盛土ができる、これは非常に不安があると。その辺の市民の皆様から、説明会に出た意見も含めて、当局はどういう意見を把握されていらっしゃるでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 産業廃棄物指導課監視指導室です。

住民の方から出た意見の主なものとしては、やはり大型車両が通行することへの地元住民への安全確保の不安や、あとは井戸水を使用しているのでその辺の不安、掘削によって生じた土砂が本当に処分されるのかというところは要望としていただいております。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今のような部分が出て、事業者に対してそれを伝えて、何か調整したり是正したり、その辺の手続は行政側で何かやられたんでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室です。

説明会の報告を事業者からもらってまして、その中で大型車、搬入車両等については、道路の破損等が生じた場合は速やかに補修を行い、安全管理を徹底しますということで回答をいただいております。

井戸水の関係ですと、水質検査を年2回実施し、市に報告するというのを事業者のほうで伺っています。

あと、地下水が気になるという点については、土砂条例の中でも搬入する土砂についてはあらかじめどのような土を入れるのかということは、分析結果を添付したものを提出させることになっていまして、そのほかに中間検査と完了検査で市のほうが現場に立ち会ってここを掘っ

てくださいと、その場で何メートル掘ってくださいということを、抜き打ちで、どこを掘るかは事前に言わないで市のほうで指定して掘らせて、その分析を行うという形でその土壌の安全性を確認しているところではあります。この現場もそういった形で条例に基づいて対応する形になります。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 抜き打ちでということは分かったんですが、とはいえ6月15日の千葉日報に、中田町、これは別の場所です。許可の範囲外の伐採をしたり、搬入をしているということが新聞に取り沙汰されているわけですが、そこはきちんと行政側として対処できていたんですか。指導できていたんですか。でもそうして違反してしまっているということですか。その辺の状況を御説明いただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室です。

我々の把握したのが3月11日で、そこで土砂の搬入の停止を求めています。今現在、工事はストップしておりまして、今是正の計画を出すように事業者に求めている状況になります。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今はまた別の場所の話ではあったんですが、当然ながら、そういうことがまた今回の場所で起き得るのではないかという不安もあると。だから陳情されている皆様方は多分そういうことが、行政がしっかりストップできていればまだしも、今も伐採の場所が広がって埋立てもされて、環境が悪化しているということで、しっかりと条例を含めた審査の面、指導の面でももう少し実効性のある取組が必要ではないかということでございますので、このような抜け道的な、捨てるというところに対して、今後行政側も一定のもう少しチェック機能を働かせていくような検討は必要ではないかと思いますが、そこについて見解をいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室になります。

捨てる、搬入も含めてですけれども、パトロールで現場を回る頻度を少し上げて、もし捨て先が当時の処分場ではないところに行っているなどということがあれば、速やかに両課で、経済農政局と共有して事業者指導を行っていく形になります。

今回ほかの現場で違反があったということは、それは残念なことではあるんですけれども、令和4年から許可事業24件、今までありますけれども、その中では今回新聞に載った事業以外は計画どおりに申請どおりに事業を行っているものでありますので、今回の陳情の案件も申請どおりに行われるように監視をしていくということで臨んでまいります。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 質問は以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。三須委員。

○委員（三須和夫君） 一問一答です。

この許可が下りる前に地元の説明会などはやらなかったんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 許可の要件として、事業の周囲、おおむね300メートルの住民に説明会をするようにということが条例の中で規定されておりまして、今回対象となるのは21世帯に対して令和6年11月11日に事業者が説明会を行っております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） その時点では、地元の皆様は賛成したんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 賛成、反対ということは、特に聞いてはいないです。不安になるという声は多数いただいております。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

先ほど梶澤委員からも、昨日の新聞記事でほかの場所もあったという話で私も見たんですけども、これはほかの場所もあるということは、この業者だけでなく、今後同じような許可が出てくる可能性があると思いますが、そちらについてはどのように当局としては認識しているのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 土砂条例の許可は、300平米以上埋め立てる場合は市の審査が必要となりますので、その許可の要件に合えば市の審査を行う形になりますので、申請の前に必ず事前協議をやることという形で義務づけておりますので、ここの現場もそうですけれども、必ずほかの法令に引っかかっていないかという事前協議を経た上で許可申請する形になっておりますので、その辺は今後も引き続き厳正な審査を行って許可、不許可を判断していきたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 産業廃棄物指導課長。

○産業廃棄物指導課長 1点補足させていただきますと、5月26日から盛土規制法、法律に基づく網が千葉市全域にかかりましたので、これにつきましては、これは産業廃棄物指導課だけではなくて、都市局とも連携して盛土行為による災害の発生の防止等の対応について取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今回の件に関しては、既存の法律に関して満たしているので許可をされたと思うので、そこは適正に審査はされていると思うんですけども、先ほどの陳情者の事業者優先という言葉が示すように、何かビジネススキームのようになりそうな懸念があると思ひまして、まず掘削をして市外から、新聞記事では建設残土と書いてありましたけれども、どこに捨てるか困るような土を千葉市の若葉区などに入れてしまっ、て、その若葉区の良質な土地をどこかに搬出するということは、そもそもあまり意味がない行動というか、むしろ迷惑行為だと、千葉市民はそのような認識になると思います。

今後そのビジネススキームのようになっていった場合に、ほかでも何件か許可はあると思いますが、これでビジネススキームとして利益が出るようなことが分かってしまうと、よりどんどん同じような許可が出てくると思うんですけども、そちらに対して法律の抜け道で多分

やられていると思いますが、今後新しい条例をつくったり、先ほどのスクラップヤードのようなもので千葉市独自の新規条例のようなもので規制ができるのかどうか、そのあたりを教えてくださいいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室です。

新しい条例をつくるかということですが、先ほど産業廃棄物指導課長からもありましたように、5月26日から盛土規制法の運用が始まりますので、そちらと連携してという形で、今現在条例の改正などは考えておりません。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 盛土規制法は、何メートルぐらいの盛土の規制になりますか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 面積で言うと500平方メートル以上で、1メートル以上の崖など、そういった細かい規定はありますけれども、盛土規制法は外部から搬入したものに限らず、場内での切り盛りも該当するということなので、少し土砂条例よりも範囲が広いものになります。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 盛土規制法は、やらないよりはいいと思うんですが、例えば、こういうものも法律のいちごっこではないですが、抜け道でビジネス的にやるという判断になるケースが過去もあると思うので、例えば、盛土を規制したとしても掘削で搬入ができるので、そこは量が減ってしまうかもしれませんが、ビジネススキーム的に利益が出るのであれば、また続く可能性もあると思います。

これは、なぜこの陳情者たち、渡辺さん以外でも75名やっているというのが、これは説明会を21世帯やっていて、それ以上の方の反響があるということは、周辺住民の方もかなり関心を持っているし、私も若葉区の選出なのですごく関心を持っているのですが、何が問題かという、森林の伐採という環境保全の面を恐らく懸念されている。土壌の問題や水の問題もあると思いますが、そういった部分で森林の伐採も規制しないとあまり意味がないのではないかと考えたんですが、そのあたりはいかがですか。

○委員長（白鳥 誠君） 農政センター所長。

○農政センター所長（農業経営支援課長事務取扱） 開発に伴う森林の伐採につきましては、面積によりまして許可、届出が必要になっています。1万平方メートルを超えるものについては、県知事による林地開発の許可、それから、3,000平方メートル以上1万平方メートル以下につきましては、県への小規模林地開発、それから、本市への伐採届、そして、3,000平方メートル未満の場合には市への伐採届ということで、これらの許可、届出を出していただいて審査しているところでございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 森林で面積に応じた規制はされていると思いますが、ここでビジネススキームのようになっているゆえんが、森林をまず伐採して、掘削して、土を入れるというこの3つがあると思うので、この3つを総合的に規制しないと、また同じようなことがいちごっ的に発生してしまう可能性が懸念されると思うんですが、例えば、土を入れ替える

ことだけを目的に森林を伐採することを規制する法律など、そういう森林だけではなくて掘削や盛土などの総合的な条例をつくったほうが規制できると思いますが、そのあたりはいかがですか。

○委員長（白鳥 誠君） 産業廃棄物指導課長。

○産業廃棄物指導課長 今、委員御指摘のトータルとしての条例や、規制するような制度の構築を考えたほうがいいのではないかと御指摘だと理解いたしました。

それぞれ関係する、縦割りと言われてしまいますけれども、それぞれの関係法令を所管する所属が連携して緊密に対応すべきものであると認識しておりまして、当然、土砂を出して、その土砂が販売等をされる場合が分かった場合では、環境局と経済農政局で連携して対応すべきものであると考えておりますし、この土砂条例の中にも事前協議の中で土砂を売却しないということが確認されておりますので、許可条件の中にきちんとそういったところを明記して、違反があればそれを防ぐ、事業者指導から、場合によっては命令まで行けるような条例のつくりとなってございますので、それを厳格に運用していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 既存の条例だけだと規制ができないというか、今回の陳情のようなことが起きるということが最近分かってきたんだと思うので、今までは既存の法律の中、条例の中で適切に許可なり運用をされていたと思うんですけれども、今回は既存の条例で許可してしまったので、ある意味、本案件についてはしようがない部分もあると思いますが、今後同じようなことが乱発して、例えば、中田町やほかの若葉区、千葉市内の森林がかなり伐採されて、土の入替えのためだけに伐採されるようなことが起きないような仕組みづくり、新条例なり、そういった仕組みづくりが、今後、増えてきた場合不可欠になってくると思いますが、そのあたりもいかがですか。どんどんこういった事案が多くなってきた場合の対処は、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 産業廃棄物指導課長。

○産業廃棄物指導課長 今回のケースについては、かなり今までの土砂条例の許可上はイレギュラーだと認識はしております。一方で、若干、土砂の出し入れという関連での許可は、数件、過去にありますけれども、このような大々的なものについては初めての事例になりますので、ここについては、今後こういったビジネスモデルが成り立つかどうか、なかなかこの場ではお答えできない部分ではございますので、今後、この事業が本当に許可したものがきちんと許可どおりにいくのかどうか、そういったところを強く厳密に監視指導していく中で、実際これがビジネスモデルとして成り立ってしまうということであれば所要の検討は必要だと思いますけれども、まず現段階では、そこに行く前にきちんと既存のルールの中で監視指導していく中で対応していくべき問題ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 最後の質問で、これは千葉市で仮に規制を強化して、こういった事例がなくなったとした場合に、ただ、千葉市に来ていたものが例えば市原市に行くだけなどということになってしまっても、千葉県全体としてはあまりよろしくないのでは、千葉県との連携も

必要だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○委員長（白鳥 誠君） 産業廃棄物指導課長。

○産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

まず、森林の伐採から残土の搬出、搬入についても千葉市の条例だけではなくて千葉県も同様の条例等法令関係がございますので、この事案については千葉県とも情報共有して、今回の陳情の場所とはまた別の場所で新聞報道もなされたので、それにつきましても千葉県についても森林法の関係があるということで共有をさせていただいて、また、環境部局同士も千葉県と連携させていただいて、このような事案について共有して、もし課題があれば課題の抽出から検討を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いいたします。

まず初めに、今回、この残土問題は以前よりあちこちで起きていると感じていますが、それに応じて、これまで県、市などは条例などを厳しくしていったり、千葉県は比較的条例自体は進んでいると全国的に見たら認識はしているところですが、その上で、皆さんから出ていた抜け道がないのかという、条例と条例の隙間があるかないかという視点で見たときに、千葉市としてはどのような見解をお持ちなのか。規制するところはないという御見解なのか、やはり抜けはあると見ていらっしゃるのか、お聞かせください。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室になります。

抜けはないかということですが、今回、掘削の許可には当たりませんが、残土の許可に当たるという形でどちらかの条例にはかかる形になっています。ほかの法令、例えば、森林法や都市計画法でも許可案件がありますけれども、そちらの許可が必要な場合はそちらの許可という形で、いろいろな法令の中で何かしら土砂をある一定量入れて造成する場合には、何らかの許可が必要になる形にはなっている状態であります。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。皆さんがすごく心配している、土を廃棄してなぜ事業として成り立つのかという土ビジネス的な部分が、環境の影響の高い、処理するのに問題の大きい土が、その自然にあったものを出してそういったものを入れるのではないかとことでの懸念はすごくよく分かるところで、それを御心配して環境に影響がある土が入ると様々近隣に影響があるということで、これまで各地で公害的な形になってしまっているようなことが問題になっていると思います。

今回、掘削した土は廃棄するから計画を出さなくてよい、認可する状況ではないとなりますけれども、両方合わせれば収益の出る事業となるわけなので、事業化できる状況であることをもって、最終計画の認可に値しないということが、何か市民感情的にも納得できない、売らないなら認可が要らないとなっているところに理解がしにくい部分があると思います。

先ほど言ったように、環境のほうで見るから抜けはないということがなかなか分かりにくく、一つ一つの項目で認可をする場合にはチェックすべき項目だったことが、本当に環境のほうの残土条例でカバーできているのかという網羅性が見えるのであれば安心と1つ考えておりますが、そういった分かりやすく示すようなものは存在していますでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 企業立地課長。

○企業立地課長 企業立地課でございます。

委員御指摘のとおり、住民の皆様の不安を払拭できるようなものが現状は備わっているかという、そこは備わっていないのが現状でございますので、今回の事案も教訓にしながら、このような事案があった場合に、皆様に御説明がしやすいような準備をしていくことは今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。ぜひ市民が分かりやすく、条例はやはりすごく難しく、私も見たのですが、印刷して読み切れないような量がそれぞれありますので、そういった分かりやすくチェックがきちんとされているのだということは用意していただけたらと思います。

あと、もう1つが、スクラップ条例のときに千葉市で罰則が適用されたことがすごくニュースになったんですけども、今回こちらの残土に関しての罰則は現状どのようになっていますでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室です。

一番重いもので、命令違反のところで1年以下の懲役100万円以下の罰金が一番重い罰則です。あと、そのほか届出違反などで、金額は変わりますが、それぞれ罰則の設定がされております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 罰則はきちんとされているという状況なのですが、今聞いたところだと1年以下の懲役と、あと金額も100万円以下の設定で、要は、商売が成り立つのであれば払うことぐらいいいとわかないようなことにならないのか、そのあたりもっと重い刑にするようなことはできるのかできないのか、お示してください。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室になります。

以前スクラップの条例をつくったときに、警察などと協議する中で、条例の上限がたしか1年以下の懲役と200万円の罰金だったと記憶しております。マックスではありませんが、上限としては、それが条例上は限界になります。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 罰則の重さについては、社会情勢等を見ながら重くしていくこと、200万円だと大して変わらない、事業化してビジネスが成り立つ状況になってしまうと、もっ

と利益が出て、あまり効果がないということになっては環境が守れないという結果、条例があっても環境が守れないというようなことにつながりかねないので、そこは国の法令があって、それを越すことができないと以前も何かいただいていたと思いますが、そのあたりは国との協議も今後必要ではないかと感じています。

もう2点あります。先ほど、森林法のことで県と市でやって規制をかけている、規制というか届出や認可ということですが、これは小分けに時期を変えて連発してきた場合は、どこまで規模感として把握し切れるのか、そのあたりは条例の中に含まれているのか、合わせると物すごく広い土地なのに分割してやることによって規制を逃れていくような道はあるのか、ないのか、お示してください。

○委員長（白鳥 誠君） 農政センター所長。

○農政センター所長（農業経営支援課長事務取扱） 農政センターの圓城寺です。

条例の分割の話だったと思いますが、以前も分割して申請された方について、一体的に利用している場合については、それは駄目だということで、県とともにそちらについては指導をしているところでございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 最後の質問ですけれども、この事業が、今、途中段階ですけれども、一般的に終了したとなったときに、後で被害が見つかったときにどこまで規制ができるか、掘り直して搬出させたり、環境影響のある土が持ち込まれた場合は入ってしまったものはなかなかやはり難しいと思います。これは、終了の前の検査等までの期間は、条例の中でどこまで面倒を見ていただけるのか、分かれば教えてください。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 当然、完了前であれば、まだ条例の許可期限内なのでこちらで指導する形になります。完了後については、一旦そこで完了検査を受けていますので、そこから行政のほうで強制力を発して何かということはありませんけれども、そこに関しては指導の中でも可能な範囲で是正などをさせていく形になると思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。本当に監視体制が最重要かなとお伺いしていましたが。とにかくある条例をしっかりと守らせるという意味では、監視体制に引っかかったときに指導等を進めていく、そのタイムラグをたくさん取ってしまうと、次にどんどん止める間もなく被害が大きくなることがあると思うので、そのスパンというか、指導から勧告から命令のステップに関してはしっかりとやっていただきたいと思っているんですけれども、どのようなお考えでいるか、あれば教えてください。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 できる限りの住民の方の不安を払拭できるような体制で臨みたいという形ですけれども、まず速やかに指導で改善されるものについてはそれでいいので、それがなかなか指導で改善されない場合は、条例の中で命令などがありますので、そういったところに対応していきたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 須藤副委員長。

○副委員長（須藤博文君） 1点、渡辺委員の質問に関連してですけれども、先ほどの質問としては、罰則規定に関して1年以下200万円とおっしゃっていましたが、地方自治法14条だと多分2年以下懲役の100万円以下の罰金だったと思いますが、地方自治法14条以外の条例か何かがあるんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 すみません。もしかしたら、100万円と2年、200万円のところ、2と1の場所を勘違いしているかもしれません。

○委員長（白鳥 誠君） 須藤副委員長。

○副委員長（須藤博文君） 分かりました。確認してください。

○委員長（白鳥 誠君） 大丈夫ですか。ありがとうございます。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一問一答です。

基本的なことではほかの委員とも重複してしまうかもしれませんが、この土地は市街化調整区域になるのですか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 市街化調整区域になります。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 市街化調整区域で、やはりこういう言い方は悪いかもしれませんが、嫌悪施設が非常に多い。メガソーラーや土砂やスクラップヤードが結構あると思います。ここで300メートル以内で対象となる世帯に説明会をされたということで、これは事業者が説明会を主催してやって、市はその内容を把握されたということですから、事業者のほうには意見などは伝わっているんですか。説明会で出たいろいろな住民の意見がこの事業者に伝わっているか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 説明会は事業者がやるものなので、住民の意見は事業者が直接聞いている形になります。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 事業者がそれを把握しているということでいいんですね。市は、そこには関与していないということで、分かりました。所管が分かれていて、抜け道などの問題をほかの委員も指摘されましたけれども、私はやはり、これからの指導に関しまして、パトロールを強化されるということですから、実際、若葉区のスクラップヤードの問題や、花見川区の宇那谷町にある土砂条例に抵触する部分、あそこは高さは10メートルぐらいあったと思いますが、これらについて指導や勧告をして、実際に罰則に踏み切ったケースは千葉市内でありますか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 罰則のケースはないと記憶しています。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 罰則に行くにはいろいろな手続があると思いますが、常々、かねがね主張していますけれども、やはり抑止力、たしか100万円でしたか、罰金は。100万円の罰金を払ってもやってしまう人間もいると思いますけれども、やはりそれに対しては、罰則を適用することで少しでも抑止力になると思いますので、今後この重点地区をパトロールした場合に、そういうものがあったら速やかに踏み切っていただきたいと思います。

今このような形で陳情として取り上げられていますけれども、やはり重点的なものとして、今後パトロールを強化していただきたいと思います。

先ほど、圓城寺さんが御説明されたところで、渡辺委員がお話した、分割してやってきた補足をするというところで、そういう場所があって、県と市で連携して指導をされたというんですけれども、その指導の結果として効果はどのようになっていますか。

○委員長（白鳥 誠君） 農政センター所長。

○農政センター所長（農業経営支援課長事務取扱） 資材置場として使うというところで、例えばの事例ですけれども、それがAという場所とBという場所があって、同じ事業者が使っている事実を確認したときに県と一緒に指導をしまして、きちんと当初どおりに分割してやるのであれば、きちんとそれこそ敷居を設けるなど、利用は別立てということをきちんと証明できるようなものがあるのかということで確認しまして、その後、一体的に利用しているということであれば、県の小規模林地開発ということで、その中でいろいろ、例えば、指導の中で調整池を造ったり、あとは残置森林を造ったり、次のステップの指導に行くということで、分割しての利用については、そういったことで県と連携しながら指導確認をしているところでございます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） その効果は、どういうことですか。今のお話ですと、結局、資材置場が2か所あって、それは駄目だということで1回指導したけれども、そういう今言った手続を踏めば、それは可ということですよ。実質的に資材置場が2か所は駄目だという話でそういう指導をされたんですけれども、何か手続を踏めば、そこは資材置場として2か所使える、使っているという実情ですか。

○委員長（白鳥 誠君） 農政センター所長。

○農政センター所長（農業経営支援課長事務取扱） 手続を確認させていただいて、利用をきちんと分割して使っているということであれば、それはそのままですけれども、一体的に使っているということであれば指導して、例えば、伐採届ではなくて県の指導を受けながらやっていく形で指導した事例もあります。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） それで効果があったということですか。

○委員長（白鳥 誠君） 農政センター所長。

○農政センター所長（農業経営支援課長事務取扱） そうです。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 一括をお願いします。

ここに書いてある申請については、厳正なる審査をしていただいたと認識をしているんですけどもね、これについては事前に現場に行ってこれと照らし合わせながらやったのか、大きさについては上限があるのか、深さについてはどのぐらいの深さまでいいのか、それから盛土についてはどのぐらいまでいいのかというような、1つの基準を持ったものを基礎にして許可したと思うんだけど、その辺のところ。それはなぜ言っているかという、盛土にやりますと、今、市原市のほうでも問題になっている砂じんが飛んできて大変だということ、業者がやってくれないと最後は行政手続でやる状況になる、それが今非常に危惧されているのではないかと。

それから、もう1つは、これだけの土砂の搬入、搬出があれば、当然、安全対策も取っていかなければいけない。皆さん方のところは、場所だけの許可をすればいいのではないかと、検査をすればいいのではないかとというのはなくて、住民側から見ると、それだけの大型のトラックその他がかなり出入りすることになると、住民の生活も侵されるのではないかとということで、県条例ができたときも、君津市のほうの山が大分荒らされてどうのこうのと大騒ぎになって、県条例がたしかできたと思うんですけどもね。だからそういう面で千葉市についても非常にやりにくいと思いますが、山林については県の指導、農地については事前にチェックができるだろうけれども、なかなか山林についてはチェックしていくのが厳しいのではないかと思います。

ただ、この許可を下ろしたときに、厳正な許可の中で下したということであれば、今後の管理については徹底的にやっていただく、決められた日程に検査に行くのではなく随時やって、それで皆さん方が安心していただけること。それから、次には予防策も講じていただかなければいけないと思うところです。

金属廃材についても、条例をつくるまでに非常に時間を要してきたわけです。なぜかかったかということと過料の問題が出てきたんですよね。罰金をつけないと条例をつくっても効かないのではないかとということで過料を設けて、それであの過料ができたからやった。だから今度の残土条例その他についても、そういう条例をつくるならつくるなりの、やはりつくっただけの規制ができるような体制づくりをしていただきたいと思いますと思うところでございます。

私は、皆さん方が審査については厳正に、この条例に基づき、法令に基づき許可をしたものだ。ただ、その許可を出したものを最後まで滞りなく完了する、住民の心配が残らないようなことをやっていただきたいと思います。お答えがあればお答えをしていただきたいと思います。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 条例の許可後の対応ですけれども、今も毎日職員や委託業者によってパトロールで現地を確認しております。今後も引き続き住民の方の不安が少しでも払拭できるような体制で監視を行っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 予防策ではありませんけれども、持ってきた砂の検査は、入るときに検査するんですか。要するに、業者が持ってきた砂を埋めに使いますよね。その検査は、そのたびに検査をして、サンプリングを取って、データを取ってやっているのかな、どのようにやるんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 監視指導室長。

○監視指導室長 監視指導室です。

まず、土を搬入する際に搬入届出が必要になりまして、搬入届出には発生元の、大体、工事現場が多いのですが、発生元の工事現場と、その工事現場のどこの土を取ったのかという分析調書をつけていただいて、そこに分析の結果もつける形になります。何立米以上に1検体ずつ取りなさいという決まりがありまして、そういう土をどこの運搬業者が運びますというところまで届出に記載したものになります。

事前の搬入届出のないものは、搬入できない形になりますので、先ほども申し上げましたように、搬入届出で、まず事前の検査、後は入れた後に中間検査と完了検査で市の立会いの下、土壌検査をするという形になっております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 要するに、皆さん方がこういうものを入れるという書類上だけで検査をするのか、入れるときに立会いをするのかということが1件。なぜそういう話をするかというと、あそこは水道ではなく地下水ですから。今、工事が止まっている、なぜ工事が止まっているのか。要するに、水の関係で工事が止まっているのかということは、逆に言うと、地下水に時間がかかって汚染されたときには困るわけです。だからその辺のサンプリングをしっかりとやっていただきたいということのお願いです。書類上ではなくて、書類をいただいたら現場に行って、今日入った泥がどうだということを的確に調査をしながら、それで住民にそれを報告するなり伝達するというところでやっていただきたいとお願いするわけです。

○委員長（白鳥 誠君） 産業廃棄物指導課長。

○産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課でございます。

少し説明を補足させていただきますと、書類の検査プラス現場で任意で事業者に対して市の職員立会いの下、現場で土を採取してその分析も行っていただきます。場合によっては、市職員自らこちらの立入検査の下、搬入された土砂を採取しましてそれを分析する形で、一応、三重の構造という形で、書類プラス現地の実地の土の採取ということで安全性の確認をしているところでございます。引き続きそういった形もやっていきたいと思っております。市民の方々の御不安のところを真摯に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（石橋 毅君） どうもありがとうございました。よろしくひとつお願いします。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。

ほかに御発言がなければ質疑を終了いたします。

次に、本陳情に対する賛否表明等の御発言がありましたらお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 会派としての意見を述べさせていただきます。

まず、千葉市の健全な緑や環境を保全していく必要性を考えますと、陳情文書の要旨の中段

にありますように、このような乱暴な開発行為を許されるのであれば、今後千葉市の森林と雑種地、農地等はますます乱開発され、地球温暖化と相まって将来ともにわたり再生不能の環境になってしまうのではないかと危惧するものでありますと陳述されておりますが、この部分は私も心配するところであります。

その上で、本年1月にこの件に関しては許可申請があり、申請内容を審査した結果、条例で定める基準を満たしていること、そして、3月には特定事業の許可を行ったとの内容でありました。しかし、許可を出してもルールを守らない状況であれば厳正に是正指導を行い、指導に従わない場合には命令の発出や許可の取消しを行うとのことで、これは必要だと考えております。一方で、土の搬出の部分で、掘削した土は廃棄していることを当局は確認されていることも分かりました。

これらを総合的に考えますと、この陳情文書の記以下の1、2の事業者に対する厳正な審査をもって本特定事業の許可をしないことや、2の土の採取計画に関する条例の運用や解釈を事業者優先から改めることに関しては、既に行われていることが書かれていることもありまして、残念ながら同意することは難しいと判断いたしました。

しかし、この議論の中の当局の答弁の中にもあったように、パトロールの強化は当然のことです。そして、この件を重要な例示、教訓として課題の抽出から検討を行うという答弁がありましたので、しっかりこれを行っていただくことを求めて、会派の考えといたします。ありがとうございました。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。ほかにございますか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 陳情にある環境影響に関しては、私自身もいろいろとこれまでも取り扱ってきたこともあって、すごく心配な状況で、いろいろと確認をさせていただいたところです。

その上で、これが千葉市で許可して行った事業の後、本当に環境の影響が千葉市に増えていかないかというのは危惧するところです。その上でも、千葉市が行っている処理に、全て今聞かせていただいたところで、厳正な一応審査と、あと、関係法令等の事前協議も22か所とともにしたことなどや、あと、市民からの様々な御指摘に一応これまで聞いている限りでは真摯に対応してくださっていると判断しました。

記の1番の許可しないということは、法令遵守という意味では難しいという現状のことと、2番の事業者優先かということをどこで判断するかですが、先ほど言ったように認可に当たらないからといって確認していないわけではない。様々なチェックの項目がありますので、現状では抜けがあるとは判断されていないということもお伺いしましたので、本陳情には私も現時点では同意は難しいと思っております。

ただ、本当に市民の方たちから出ていました、トラックの搬入などの安全確認や、最大限調査も都度、都度、どこまで都度できるのか分かりませんが、搬入の際の土のチェックをきちんとしていただくことと、商売になるわけですから、やはり反社ではなくともあくどい商売をする会社もあることで、すごく担当の方たちの御対応も難しいという部分があると思いました。ですので、今後、環境規制の部門のほうには、警察の関係の方などと連携をしていく、OBがいらっしゃるかどうかが分かりませんが、そういった採用なども検討していく必要もあるのではないかと。すごく難しい、いろいろなことがある案件だと思いますので、そういったことも検討

してほしいということと、環境破壊に対しての罰則が、これは国のほうで協議すべきことなのかもしれませんけれども、やはり金額を見ても重要視されていないとすごく憤りを感じるところですので、これは引き続き、国の動向等も含めて私自身は調査をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかにございますか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 私ども会派の意見を含めて申し上げたいと思います。

先ほど来、熱心な御議論がなされてきたことは敬意を表するものですが、何よりも私は、今回、現地の中田町を見せていただきました。今回の千葉日報に出た場所についても、現地を見せていただきました。非常に地域の皆さんにとっては、横にあった森林がいきなり伐採されて、そこを掘り返されて、盛土がされて、千葉日報で報じられたところは、横は田んぼです。かなり影響があるだろうということは見た感じですぐ分かりました。あのようなことがまさに行われている渦中だと。

今回の陳情の論点で私が申し上げるならば、先ほど来、議論になっている土の採取計画に関する条例についてです。これが結果的に、要するに、他の箇所で使用する目的を持って砂利の採取を行っているものと、これがあるがゆえに今回の業者は捨てると言っているからそれは許可権限に入らないという立てつけになるわけです。つまり、先ほど来言っている、土のビジネスモデルとしてそれが今成り立つことが増えてきている。これに対しては、だから条例がまさに追いついていないと言わざるを得ないわけです。なぜなら、それでどんどん掘れる、掘ってビジネスモデルになるというのであれば、地域の森林がどんどん伐採されて、そういう環境リスクが生まれてくるということですから、そこに追いついていないという提起がまさに今回の陳情なわけであります。

であるならば、確かに1番目の陳情項目については、現状の条例上で許可を出しているものだからそれはしょうがないということは分かりますが、2番目については、これはやはり県とも連携した検討が必要な局面ではないかと。もちろん千葉市だけでやってもという話があるので、県とも連携した条例の在り方について、しっかりと検討していただく必要があるだろうと思いました。

ですから、私どもとしては、確かに今回この1時間で結論を得るにはなかなか難しい問題だという判断から、ぜひ全委員の皆様が現地に行っていただくなど、今後、条例を調査するなど、継続審査をぜひ提案したいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかにございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） こちらは、陳情の1、先ほどほかの委員もおっしゃっていましたが、許可しないことは、適正に既存の条例の中で審査をして許可されたものなので、こちらに関してはしょうがないということが見解です。

ただ、先ほど質問の中でもお伝えしましたがけれども、既存の条例で防ぎ切れない法律の抜け道のようなところを、ビジネススキームで利益が出ると認識されて、こういう事態が頻発していくことに懸念を持っているので、今後こういった同じようなことが再発しないように対策をしていただきたい。

そのためには、今の既存条例を少し改正すればできるのか、それとも、はたまたいろいろな条例を複合的に組み合わせると総合的な条例をつくったほうがいいのか、そういったところを今回の陳情を契機に検討をいただきたいと思います。

梶澤委員も言っておりましたが、千葉県との連携は不可欠だと思いますし、国の協力、国全体としてもそういった取組も必要だと思うので、まずは千葉県で問題が多発してきている状況の中でまず千葉県との連携も含めて、こういった陳情の案件が再発しないような取組を行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかにございますか。蛭田委員。

○委員（蛭田浩文君） いろいろ議論がされてきましていろいろ聞いていました。

今の条例や法令に従ってしっかりと対応してきたということは理解いたしました。あと、住民などが検査等をしていくということも理解いたしました。

そういう中で、中田町で起きているということで、やはり現地のほうもしっかりパトロール等をしていくことを理解したのですが、その辺はさらにしっかりやっていただきたいという部分と、先ほど石橋委員からもありましたけれども、搬入する土の検査に現場で立ち会う、プラス三重に確認していくというお話もございました。これが入るものだというものをしっかり現地で確認して、その検査と現地に入ったときの検査、これも当然してもらおうのですが、やはりそこが地下水を利用して住んでいる方が多いという中で、先ほどの話ですと、年に2回水質検査をするということなので、それでいいのかということが私自身はあつてですね、要は、土砂が入ってから地下に浸透していくまで多少時間はあるかもしれませんが、住民が不安を解消できるような声も聞いて、水質検査をもう少ししっかりやったほうがより安心になるのではないかと思いますので、そういう部分ではこれまでの取組、また、今後の対応等を踏まれば陳情に対しては同意することは難しいということだけ判断をさせていただいて、今後の対応をしっかりしていただきたいということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 今いろいろ執行部の説明、または、委員の意見等々から見まして、この陳情の趣旨に関しては、厳正に調査をして下ろしているという御発言があったので、それは間違いなのではないかと見ています。

それから、2つ目の土の採取計画に関しても、この陳情の趣旨から言うと、事業者優先という言葉が入っていますけれども、法にのっとって対応をして確認していただければ、十分対応できるのではないかと思うところでございます。

うちの会派におきましても、いろいろ議論を重ねていったのですが、やむを得ないのではないかと考えてございますので、一応、今後、皆さん方の行政当局のこれらに関する住民の安心を得られるための活動をしっかりPRをしていただきたいと思っているところでございます。

終わります。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかにございますか。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 要旨については、本当にそのとおりだと思います。環境の問題や近隣

に住まわれる方の御迷惑や、その心痛は非常に察するに余りがあります。

しかしながら、ほかの委員もおっしゃったように、今回は申請と許可が適切になされておりまして、今後のそういうパトロールの強化等でしっかりと執行部には取り組んでいただきたいということをもって、今回の陳情については同意は難しいと思っております。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。

なければ、先ほど、継続審査の御意見がございましたので、まず、継続審査とすることについて採決いたします。

お諮りいたします。陳情第3号・土の掘削と搬出を伴う残土造成工事（特定工事）に関する陳情を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（白鳥 誠君） 賛成少数、よって、継続審査は否決されました。

継続審査が否決されましたのでこれから結論を出していただきます。

お諮りいたします。陳情第3号・土の掘削と搬出を伴う残土造成工事（特定工事）に関する陳情を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（白鳥 誠君） 賛成少数、よって、陳情第3号は不採択と決しました。

説明員の入替えを行います。

ありがとうございました。御苦労さまでございました。

〔環境局・経済農政局退室、市民局入室〕

陳情第4号審査

○委員長（白鳥 誠君） それでは、次に、陳情第4号・住宅等の防犯対策品購入への補助に関する陳情を議題といたします。

なお、陳情第4号の提出者より意見陳述の申出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により暫時休憩といたします。

午後2時33分休憩

午後2時43分開議

○委員長（白鳥 誠君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様には、サイドブックのしおり8番、陳情第4号の参考説明資料をお開きください。

それでは、説明をお願いいたします。市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 市民自治推進部長の齋木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

市民局陳情説明資料を御覧ください。

まず、1の陳情の趣旨でございますが、(1) 千葉市内に在住する千葉市民に対して、防犯対策品購入に対する補助金を支給すること、(2) 上記補助金の金額に関しては近隣自治体の補助金額等を参考にすることを趣旨としております。

次に、2の現状ですが、(1) に記載のとおり、本市では、犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、町内自治会等が所轄警察署と設置箇所を協議した上で設置する防犯カメラの経費に対し補助を行うとともに、地域で結成した防犯パトロール隊に防犯パトロールに必要な物品を配付するなど地域に対する支援を行っております。

また、(2) 町内自治会等が設置する防犯カメラ設置補助については、令和5年度、6年度ともに予算額を上回る申請があったことから、今年度は国の重点支援地方交付金や千葉県の補助金を用いまして、町内自治会等が購入する防犯カメラ設置補助金や防犯パトロール隊へ配付する物品を拡充したところでございます。

(3) 近隣自治体の状況ですが、本年4月時点においては、千葉県内では船橋市、市川市、白子町の3自治体のみが住民各戸向けの防犯対策用品補助を実施しておりますが、政令市ではこうした補助を行っている自治体はございませんでした。

最後に、3の本市の考え方ですが、ひったくりなどの街頭犯罪や空き巣などの侵入犯罪、詐欺事件などに対しては、面的に広がりを持った防犯対策が効果的であると考えております。本市においても痛ましい事件が発生するなど、いつどこで誰が犯罪に遭うか分からない状況にあります。町内自治会等からも防犯カメラの設置補助への御要望を多数いただいておりますので、地域に対する防犯カメラ設置補助や防犯パトロール隊への支援を中心とした地域団体の防犯力向上に対する支援強化を進めているところでございます。

住宅各戸において防犯対策を行う場合については、こういったものをどこに配置するかなど設置者個々の判断で行うこととなり、面的にはその効果や対象範囲は限定的なものとなってしまうことが考えられます。

このことから、住宅各戸に対する防犯対策品購入への助成は考えてはおりませんが、引き続き、安全安心メール等による防犯情報の随時発信や地域の防犯対策講座などを通じまして、市民の防犯意識のさらなる向上を図ってまいります。

説明は、以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。御質疑がありましたらお願いいたします。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一問一答です。

私が住んでいるところは、非常に人口が密集しているところですが、そこでもやはり高齢者の一人住まいなどが多くなりまして、夜、ピンポンダッシュがあつてこういうニュースもあつて、非常に不安を訴えている方が多いです。その際には、交番などがそちらの住宅地の方宅に行っているいろいろな相談に乗っているという現状ですが、これは趣旨としては本当に必要なことだとは思いますが、要旨にある2万円と先ほど陳情者がおっしゃいましたけれども、この2万円はどのようなものに使われるのか、分かりますか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課長、岡田でございます。

東京都の2万円ですが、東京都が対象とする物品は、各区によって若干の差がございます、ただ、例として申し上げますと、防犯カメラ、インターホン、防犯ガラス、防犯フィルム、センサーライト、センサーアラーム、防犯砂利、あと、補助錠などがございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） その防犯カメラは、個人で設置する場合ですか。千葉市のように自治会単位ではなくて、個人でやる場合ですか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

防犯カメラは、個人が御自分の住宅に設置するカメラでございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 防犯カメラの費用からすると、2万円は全然足りないとは思いますが、もちろん防犯カメラとしては、少し外れてしまうかもしれませんが、今あるスタンドアローンよりも私はネットワーク化をしたほうがいいとは思っております。

このAIカメラは、具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

AIカメラがどういったものかということは、こちらでは調べ切れなかったんですけれども、客引き対策などで導入を検討したときには、その場に一定時間滞留した者に警告を発するものなどが見つかりましたが、少し陳情者の方が考えているものとは違うかもしれません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。

今、詐欺電話などに関しましては、NTTが無料でやったりもしているではないですか。そういったこともありますので、先に私の意見を申し上げますけれども、本当にこの心情や御不安は非常によく理解しております。ただ、例えば近隣自治体のような2万円の補助があったとしても、防犯カメラにはとても足りませんし、あと、ナンバーディスプレイといったものも今は無料でできますので、市としては面として考えていらっしゃる防犯パトロールということで、私はこの陳情に関しては、申し訳ございませんけれども同意はしかねます。ほかの方法でもっと対応していただければと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） すみません、一問一答で何点か当局に確認をさせてください。

先ほども陳情者の方からもあったんですが、やはり昨今のSNS上での犯罪の呼びかけで若い方がそれに飛びついて住宅に押し入って強盗するような、いわゆるこの手の話が、昨年度レベルでもいいんですが、我が市はどれぐらい発生していたのかという状況はどうですか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

闇バイトかどうか、トクリュウかどうかということは警察の捜査の内容になりますので、千

葉市としては把握していないところがございますけれども、先ほどの陳情者の方のお話にもあったと思いますが、令和6年中の強盗が千葉市内では15件発生していることは把握しております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） これまでも自治会でつけているものだと結構高額なカメラになるかと思いますが、例えば自宅のものであると、今、例えばネットで見ますと、安いものから高いものまであります。大体ざっくり平均どれぐらいですか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

町内自治会が市の補助を受けて設置するカメラの金額ということでしたら、令和6年度に申請いただいたものの平均金額は1台当たり32万円で、これは設置工事費等も込みの金額でございます。個人宅につけるものにつきましては、安いものから高いもの様々ございまして、平均的な金額は、申し訳ないのですが把握していないところでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。

あと、今、自治会でつけているカメラなどで、警察からの照会依頼は、近年、増加していますか。その辺の状況をお聞かせいただけますか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

令和4年、5年、6年といずれも40件台で推移しておりまして、令和4年が42件、令和5年が49件、令和6年が46件、令和6年は若干減ったような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。森山委員。

○委員（森山和博君） 質問を一括でお願いいたします。

陳情では、住宅等の防犯対策品購入助成ということですが、千葉市も例えば、消費生活センターが案内されている電話d e詐欺対策の機器の、これは個別になさっているのではないかと思います。この辺の状況や、あと、新年度、防犯カメラを地域に設置することは非常にやはりニーズが高くて拡充されました。その拡充の内容を確認させていただいていいですか。

私も、個別にももちろんつけてあげたい、それがいいのではないかと思います。その効果を見ると、やはり面的に判断すべきものではないか、防犯力を高めるには面的な力を向上させたほうがいいのではないかと考えておりますので、町内自治会が地域でカメラを設置していただいた効果を確認させてください。

以上3点です。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

おっしゃるとおり、千葉市でも消費生活センターのほうで迷惑電話防止機器がついた電話への買換えということで補助を行っておりまして、予算額としては年額300万円で、約300台の補助を行っている聞いております。

それと、町内自治会に対する拡充内容ですが、例年、防犯カメラにつきましては、50台で募集をかけているところですが、令和7年につきましては110台で町内自治会に御案内をさせていただいております。

また、防犯パトロール隊の支援物品につきましても、昨年度は120団体宛てということだったのですが、令和7年度は倍にしまして220団体を募集しているところでございます。

防犯カメラの効果ですけれども、警察からの照会が年間40件程度あるということと、防犯カメラを設置した付近には防犯カメラ設置というプレートを必ず配置することとしておりまして、一度つけた団体からまた増やしたいという御相談も二、三いただいているような状況でありまして、一定の効果があるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式でお願いします。

まず、政令市で今の陳情者のお考えの個人宅への設置がないという説明をいただきましたが、これはほかの政令市でなぜ設置していないかということは何か分析されていますか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

申し訳ないんですけれども、そこまでの聞き取りは行っていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ありがとうございます。政令市より規模が小さい自治体で結構導入しているところがあって、逆に政令市が導入していないのは何か予算的なものもあるのではないかと思いますのですが、例えば、千葉県から支援を受けて、今、自治会に制度があると思うんですけれども、これは国や千葉県の支援を受けてやっていると思うのですが、それが東京だと東京都が支援をしてほかの23区やほかの市がやれているという状況もあるのかなと思うんですけれども、東京都は自治会に対しても、個人と自治会に重複して支援をされているのか、御存じであれば教えてください。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

申し訳ありません。個人に対する補助をしているかどうかは、今回、東京都のほうにも調査をしたところですが、自治会に対する補助も併せてしているかどうかは、大変申し訳ないのですが、調査しておりません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 正直、両方独自でやるのはかなり厳しいですし、今、千葉県や国から補助を受けて自治会のほうがやっているの、それはそれでやったほうが合理的かなと思いつつ、個人宅へのやはり支援というものもほかがやっているの、千葉県が個人宅も支援すれば、東京都の自治体のようにできなくはないのではないかなと思うんですが、千葉県は個人宅への支援のような話はあったりしますか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

千葉県では、まずは町内自治会等の団体に対する補助を行っておりまして、令和6年度補正予算のものについては、事業者、お店などそういったところも対象にするという変更があったことは聞いておりますけれども、千葉県として個人宅に向けての補助というお話は現在のところ聞いておりません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。そうすると、千葉県なり国からの支援を受けている自治会への防犯カメラなどの普及率を上げていくようなところが必要になってくる気もするんですけども、ただ、先ほどの陳情者の方が設置するにもどこに設置するかという問題など、ハードルが結構あるようなので、その普及率が今1割ぐらい、普及も加速化しているとはいえ、10年ぐらいこの制度をやったのまだ1割なので、今後、自治会への普及ができるかが課題になってくると思います。

そのあたり、設置の場所やハードル、公道が半分以上カメラに映っていないとできないなどがあると思いますが、そういうハードルをクリアして普及率を上げていくための取組は、千葉市のほうでされていますか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

まず、設置場所につきましては、千葉市内5署警察署がございまして、所轄警察署には千葉市からお話をし、過去に犯罪発生が多かった場所や起きそうな場所を町内会から照会があったときに設置箇所として相談することにはなっております。

設置しやすい場所は、これは千葉市も県から補助をいただいている関係がございまして、県に申出をして、公道2分の1というのが当初だったのですが、現在は、半分以上映っていれば道路ではなくても公園でもいいような、徐々に対象範囲については拡大している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 取組はされていると思いますが、やはり個人の家に設置したほうが公道が映る、その場所が映りやすいというエリアも少なからずというより逆に多いのかもしれないので、個人宅への設置のお考えも理解できるというところではあるんですけども、例えば、個人の住宅でカメラを設置したときに防犯強化が今よりもされるのかどうか、今、自治会でやっているほうが効果があるのか、個人宅でやったほうがより効果があるのか、その辺の認識はどうお考えでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

個人宅の場合には、防犯カメラで言いますと、御自宅の壁や塀に設置されることが多いと思います。町内会が設置するものの多くは電柱に設置することが多くて、より公道を映しやすいような場所にございまして、防犯上の効果、犯罪が起きた後の捜査上の効果がよりあるものと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 個人宅のほうが、広く面というより、より細かい犯罪まで防止できる可能性もあるのではないかと思いますけれども、個人的にはやはり予算の関係で、例えば、船橋市が4,000件で予算8,000万円を使っているということで、ただ、千葉市は48万世帯ある中でどこまで広がっていくかという課題、個人宅にやるとしたら課題だと思っています。

その中で、予算に関して、例えば防災予算として、自治会への予算で3,000万円ぐらいかけていると思いますが、千葉市全体の防犯対策の意味ではどのぐらいの予算を今かけていらっしゃるって、今後、拡充なりそこを確保していくようなお考えがあるか、分かれば教えてください。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

防犯カメラや防犯パトロール隊支援ということに限ってお話をさせていただきますと、例年50台の防犯カメラ補助で1,500万円の予算です。それと、防犯パトロール隊1団体1万円ということで用品の支給をしておりますので、120団体で120万円です。ですので、1,620万円が防犯パトロール隊、防犯カメラに対する予算額になります。

防犯というと、このほかに防犯街灯なども出てくると、防犯街灯についてはかなり大きな金額になりますけれども、今回の陳情とは少し別のものになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） そうすると、今、総額2,000万円以下という感じですか。そうすると、船橋市が今年から導入した、個人宅への防犯カメラ設置補助で8,000万円というのがある意味1つの目安になるとすると、やり方はいろいろあると思いますが、個人宅なり自治会なりいろいろあると思うんですけれども、予算はある程度、防犯にはこのぐらい使ったほうが効果があるなど、そういうことが分かってくれば、適切にこの予算の範囲内でできる限りやろうという話になると思います。

今、自治会で千葉市は県などの支援を受けてやっているんで、そこを拡充するという方法でやることも1つありますし、そこはいろいろ必要な金額というものを他市の状況などを見ながら思ったりすると、他市の状況は分かりませんか。分かれば教えてください。他市の防犯の予算規模が分かれば教えてください。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

県内で防犯対策用品補助を行っているのが船橋市と市川市と白子町で、船橋市は委員のおっしゃるとおり予算が令和7年度は8,000万円、市川市は約2,500万円、白子町は対象件数20件と

いうことで62万4,000円と伺っています。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。意見は、また後で述べる機会があるのでそこで述べたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いします。

予算は、今お伺いしましたが、この実行率は全て使い切っているのかという点と、始まって10年ということだったと思いますが、もっとあるのであればこの経緯、どれくらい増やしてきたか、今年度は予算が倍増しているということは先ほどの答弁で理解したところですが、これまでの経緯について伺います。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

町内自治会等に対する防犯カメラ設置補助金につきましては、平成29年度から開始をしております。当初は町内自治会向けということでしたが、その後、地区町内自治会連絡協議会も設置対象者に加えたり、当初2分の1補助で上限20万円としていたところを、現在は4分の3補助で1台当たり上限30万円まで補助を拡大しているところでございます。

予算を使い切っているかどうかですが、令和4年以降は、ほぼ予算額を使い切っておりまして、令和5年、6年については、補助できなかった団体も数団体出ている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ありがとうございます。ここ近年の防犯に対する意識が高まってきたから多分実行率が上がってきていて、さらに言うと、自治会で対応していても足りないという状況が見えました。

あと、自治会が今ないところについての設置についての考え方は、先ほど地区町内自治会連絡協議会とおっしゃったように、それで設置はできると思いますが、実際に自治会に所属していない方たちからの心配の声があったときの対応の仕方についてお示してください。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

まずは、防犯カメラ設置補助につきましては、申請先が各区役所になっておりまして、町内自治会の方から区役所にお問合せをいただくか、または、町内自治会に入っていない区域の方からの問合せも、まずは区役所のほうにさせていただくか、または、地域安全課に直接ということでも構いません。

過去に、町内自治会以外の地区町内自治会連絡協議会が設置したというものも緑区のほうで1件実際にございます。

説明としては、以上となります。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 個人宅につけることでの防犯カメラの効果は、やはり自治会で協議し

でつけていくことと、個人宅に防犯カメラをつけて地域の防犯力が上がっていくかという視点で見たときのメリット、デメリットなど、把握している状況、他市のこれまでの状況などを聞き取りされている中でどのような見解があるか、お示してください。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

町内自治会が設置する際には、警察と協議したり、あと、町内会の総意ということで町内会の総会の中で決議をしていただいたりということで、地域で防犯に関して話合いが行われるということで地域防犯力がより上がるということと、先ほども申し上げましたけれども、電柱等につけることで面的に広範囲を撮影することで面的な防犯力が発揮できるのではないかと考えております。

個人宅でも一定の効果はあるとは考えられますけれども、やはり設置者のお考えでどういったものをどこにつけるのかということがそれぞれになってしまいますので、その効果が限定的なものになるのではないかといったところでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 大体お伺いできたと思うのですが、近隣他市の事例の中で、現金給付というか、補助という形で行っている以外にも方法があればお示しいただければと思います。

○委員長（白鳥 誠君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

県内で、先ほど来、お話が出ていますけれども、船橋市につきましては2分の1補助で上限が4万円のものまでで、補助金としては2万円が支給されます。市川市につきましては、10分の3補助で上限が4万円ですけれども、現金ではなくて市川市のコインＩＣＨＩＣＯに換算して上限4万ポイントまでが還元されます。そのポイントについては、地域の商店等でお使いいただけると聞いております。このような方法もあるということでございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 質問は以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。それでは、質疑はほかにございますでしょうか。

御発言がなければ質疑を終了させていただきます。

次に、本陳情に対する賛否表明等の御発言がありましたらお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 住宅等の防犯対策品購入への補助に関する陳情に関しては、会派としては、検討した結果は、やはり地域での面としての効果を期待する声があり、町内会等への助成を引き続きしっかりやっていただこうという考えでまとまりました。

ただし、他の委員からもありましたように、町内自治会で設置するときのカメラ設置の場所を警察と協議したり、そのシステムを構築するのに課題、ハードルが高いのではないかとすることがありまして、この辺の課題を整理しながら、より面としての防犯力向上に資する町内自治会へのカメラ設置等を求めたいと思いましたので、陳情には残念ながら賛同いたしかねます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 大変地域の犯罪がやはり増えている実感がある中で、こういった陳情をいただけたことは、地域の皆さんが防犯に対しての意識が高くなってきているということで感謝ですけれども、今、千葉市で行っている自治会を中心とした設置については、面として地域を見渡す力をつけていくという、地域の防犯力向上にやはりすごく発揮する防犯カメラ設置の効果だと私自身も考えているのと、今年度は積極的に予算を拡充もしたところで、これで足りるかも含めて、引き続き金額等については検証が必要かと思います。

網羅的につけていくために、より技術もアップしていきますし、防犯対策についてはカメラを含めて日々アップデートが必要なので、施策についても研究は引き続きしていただきたいと考えますけれども、現状、千葉市のやっている対策を見守りたいと思いますので、今回の陳情については賛同はいたしかねると表明させていただきます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 個人宅への設置効果は一定あると思っていますけれども、まず、自治会に千葉県や国の補助が出てやっているところで、今、採用率が1割のところをどんどん上げていただくことがまず必要ではないかと思います。

一方では、個人宅への設置についても、県や国の支援を受けられるようであればそれに越したことはないので、千葉県や国に要望していただきつつ、自治会に設置を広げるような取組を今後行っていただければと思います。

残念ながら今回の陳情に関しては、賛同しかねるんですけれども、個人宅への効果もしっかりと認識しておりますので、その可能性も含めて、今後千葉市においても検討いただければと思っています。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。蛭田委員。

○委員（蛭田浩文君） いろいろ御意見が出ましたけれども、この陳情については賛同しかねるということで申し上げたいと思います。

これまで市も防犯カメラの拡充をしてきていることと、パトロール隊への物資の拡充もしてきている中で、個人宅につけるという趣旨は理解しますけれども、行政がどこまでやるかという部分もあると思いますし、町内自治会や個人宅でどういう連携を取りながら安全を確保していくかということも重要、1つ考えるところだと思います。

そういう中で、これまで市が取り組んできたこと、またしっかり結果を見て、防犯カメラの予算がまだ足りないということであれば、パトロール隊の機材も含めて予算を確保してもらって、さらなる防犯対策という部分で取り組んでいただきたいと思います。

今回は、この陳情に対しては賛同しかねるということでもあります。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますか。柊澤委員。

○委員（柊澤洋平君） 私ども会派の意見を申し上げさせていただきたいと思います。

先ほどの質疑の中でもあったとおり、一定数、本市でもそういう個人宅へのあれがある。市民の皆さんにやはり不安が高まっているということも事実だろうと。同時に、町内会への警察の照会も一定数確認をされている中で、どんどんニーズというのは、しっかり行政がそれを受け止めて、そこに対処していくということが求められている。そういう点では、今回、陳情を出していただいたということは、まさに市民の皆さんがこういうものが必要だと思っている

ということです。

ただ、先ほど来、議論があるのは、要するに、効果という面で、ただ、やはり私は市民の皆さんが1人でも御安心になってもらえれば、それは十分な効果だと思います。あとは予算的な面で申し上げるならば、確かに船橋市は8,000万円でかなりの財政規模だと、これを千葉市でやったらどれぐらいになるのかという議論は当然あるんですが、例えば、年齢制限並びに所得制限等の一定の縛りをつけるのであれば、やれなくはない施策だと思います。だから、やはり本当に高齢者で、なかなか今、年金が増えない中で厳しいといったところにしっかり手当てをしていくんだという制度設計を、ぜひこの機会に、私は行政側が真剣に検討願いたいということを申し上げて、賛意を表したいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかに御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。陳情第4号・住宅等の防犯対策品購入への補助に関する陳情を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（白鳥 誠君） 賛成少数、よって、陳情第4号は不採択と決しました。

ここで皆さんにお諮りします。あと、陳情は残り1件、それと、年間調査テーマの協議はありますが、トイレ休憩のみの休憩を取りたいと思いますがよろしいでしょうか。

審査の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は15時35分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後3時22分休憩

午後3時34分再開

○委員長（白鳥 誠君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情第5号審査

○委員長（白鳥 誠君） それでは、次に、陳情第5号・市のゴミステーションによる人権侵害再発防止を求める陳情を議題といたします。

なお、陳情第5号の提出者より意見陳述の申出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時43分開議

○委員長（白鳥 誠君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様には、サイドブックのしおり11番、陳情第5号の参考説明資料をお開きください。

それでは、説明をお願いいたします。資源循環部長。

○資源循環部長 資源循環部長、武でございます。

陳情第5号・市のゴミステーションによる人権侵害再発防止を求める陳情について御説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

まず、陳情に対する本市の考え方を御説明する前に、本市のごみステーション設置や管理の概要のほか、陳情書の添付資料2の判決の概要を御説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

まず、1の陳情の趣旨ですが、1、千葉市長は市のごみステーションによる人権侵害の再発防止として、ごみステーション設置等届出書について、隣接住民の同意を義務づける規定を届出書に明記し、紛争の自主解決の規定を削除すること、2、千葉市長は著しく悪質な人権侵害を引き起こした轟町第一親睦会に対し嚴重な人権侵害再発防止義務を課すことの2点でございます。

次に、2の現状、背景ですが、1の本市におけるごみステーション設置及び管理についてですが、本市では、千葉市一般廃棄物の適正排出に関する要綱を制定し、家庭ごみの適正排出に関して必要な事項を定めており、家庭ごみの排出場所であるごみステーションの位置は、利用しようとする住民等が協議の上、本市にごみステーション設置等届出書を提出し、本市が収集可能と確認した場所としております。

ごみステーションの管理は利用者が行い、設置や管理に関して住民間で紛争が生じた場合は利用者間で解決に向けた調整を行うものであり、要綱に基づく届出書には、紛争が生じた場合は自主的に解決に当たる旨を付記しております。

次に、2、判決の概要ですが、ごみステーションは嫌忌施設であるが必置のものであり、美観等を損ねるといった理由だけで、近隣住民の人格権に基づきごみの排出差止めが認められるものではない。悪臭やごみの飛散など継続的に被害を受けており、その被害が受忍限度を超えるものであった場合に限り、差止めが認められるべき。受忍限度を超えるかどうかの判断は、被害回復の代替措置の有無やその難易、関係者間の公平性などを総合して判断されるものとなっております。

次に、3、陳情に対する本市の考え方ですが、1、届出書の改正についてですが、ごみステーションは住民が生活していく上で必要不可欠なものであり、地域内のいずれかの場所に設置する必要があり、設置や移動に当たっては隣接する住民を含む住民間で協議を行い、各住民の意見が尊重され設置場所が決められております。協議の方法や設置場所の決定は、利用者である各町内自治会等に委ねられるものであり、陳情者が求める改正内容は、かえって自主的な解決を妨げるおそれがあります。

4ページをお願いいたします。四角で囲った部分を御覧ください。

同意を義務づけた場合、ごみステーションを輪番制で設置することをルール化している地域において、一部の隣接者が不同意の場合はごみステーションを移動できなくなることや、届出者及び同意者双方の事務上の負担となることが懸念されます。このほか、市内3か所の環境事業所においてごみステーションに関する相談や意見を広く伺っており、自主的な解決に向けて

適切な助言を行うなど、本市として地域の実情に応じた丁寧な対応に努めていくことなどから、本市として陳情者の求める届出書を改正することは考えておりません。

最後に、親睦会への対応についてですが、裁判所の判決では、3か月以内にごみステーションへの排出等の差止めを命じており、親睦会から令和7年3月14日に花見川稲毛環境事業所に移動の届出書が提出され、既に移動先で収集が行われており、判決で認定した被害は解消されております。

将来的に再度ごみステーションの移動が必要となる場合は、引き続き要綱に基づき指導、助言などを対応していくとともに、今後、他の町内自治会等からごみステーションに関する相談があった場合には、判決の概要なども情報提供して、地域での自主的な解決に向けた助言などを行ってまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

それでは、御質疑がございましたらお願いいたします。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） ごみステーションの問題は、やはり、皆さん、結構、地域の課題となっておりまして、以前同じ稲毛区で、2軒に1件や3軒に1件という非常に少ない世帯に全部設置されていたことがありました。それは、やはり公平性の観点から要望があったらすぐにごみステーションを設置するという問題があったんですけれども、たしか、ごみステーションは、そのときのガイドラインのようなものにおおむね何世帯で1つという規定がありましたよね。それは、どのような内容でしたか。何件でしたか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

大体、設置の世帯の規模でございますが、10から20世帯と規定されております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） この陳情者の方は、同意なく原告宅敷地に隣接して設置されたところを21年間、長期間、継続的に苦痛を与えられてきたと。このことについて、本来でしたら自治会と陳情者の間で解決すべき問題だとは思いますが、そこで何回かやり取りをされて、ずっと解決に至らなかったということで法的な手段に訴えたということですよ。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長

○収集業務課長 収集業務課でございます。

陳情者は、裁判を提起するまでは親睦会の役員会等に市職員が伺うとともに、親睦会や陳情者に歩み寄りを促してきた次第でございます。また、複数回にわたる市長の手紙など陳情者につきましても対応してきた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） この陳情書によりますと、それであっても86対1という決議です。それが継続されていたということで、市から意見を、市もそこに出席されて解決に行くように両者に話をしてきたのですか。それはいいです、大丈夫です。

理解があまりできていなくて恐縮ですが、この判決の趣旨は、結局、そこからどこか

という命令まで含んでいますか。

○収集業務課長 今回の判決は、このステーションへの排出差止めでございます。

以上でございます。（「櫻井委員「今現在そこにはない」と呼ぶ」）

○委員長（白鳥 誠君） 私が指名してから言ってください。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） すみません。

今その場所にはないということですか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 現状では、その場所にステーションはございません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。今、陳情者の方は、どこにごみ捨てをされていますか。御自宅の隣がなくなってしまったので。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

現在、別の場所にステーションが移設されましたので、そちらのほうに排出されているものと思われま。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員、よろしいですか。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかに質疑がございましたらお願いいたします。三須委員。

○委員（三須和夫君） では、一問一答をお願いします。

陳情者は過去にもごみステーションに関する陳情を行ったと聞いていますが、どのような内容だったのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

過去の陳情でございますが、平成30年第2回定例会の環境経済委員会におきまして、市長に對しまして陳情者宅前のごみステーションを廃止するよう陳情したものでございます。そのときの本市の考え方といたしまして、ごみステーションは設置者である自治会等からの申出にさせていただくこと、親睦会は平成27年の臨時総会で移転しないことを決議し、その後も決議を変更する意思を確認できないことから、市の権限では移動することなどの対応はできないことを説明したところ、陳情は不採択となった次第でございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 本件のこのトラブルに関して、市は住民間の自主解決に向けて何か対応をしましたか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 陳情者が裁判を提起するまでは、親睦会の役員会に市職員が伺って、親睦会や陳情者に話し合いするよう歩み寄りを促してきた次第でございます。

また、先ほども申しましたが、市長の手紙など陳情者への質問にも対応してきた次第でござ

います。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 三須委員。

○委員（三須和夫君） 本市は、ほかにも同様のトラブルが発生しているんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

市環境事業所では、ごみステーションに関する様々な相談が寄せられておりまして、中には解決まで時間を要する事例や、なかなか解決に至らない事例もございます。しかしながら、今回の事例のように10年を超え、提訴まで発展する事例は承知してございません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかに。森山委員。

○委員（森山和博君） 一問一答をお願いします。

件名の中にもあります、市のゴミステーションによる人権侵害再発防止を求める陳情ということで、人権侵害という非常に重い言葉がありまして、陳情文書の中身にも多数人権侵害ということが表記されております。

まず、陳情者は、繰り返し人権侵害と主張されておりますけれども、これ自体は裁判で人権侵害である旨を認めたものなのか、伺いたいと思います。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

裁判所では、人格権の侵害を認める判断はなかったものと認識しております。裁判の争点は、人格権に基づく一般廃棄物排出等の差止め請求権の有無でございますが、裁判所は人格権に基づいて、ごみステーションにごみを排出することの差止めを認めるのは相当ではないと判断しておりまして、その点からも人格権の侵害を認める判断はなかったものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） では、そうしますと、人権侵害ではないとすると、裁判所がごみを出すこと、排出差止めを認めた理由は何になるのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 裁判所の基本的な考え方は、先ほどの説明資料の2（2）のとおりでございますが、それを前提といたしまして本事例を当てはめさせていただきますと、長年にわたりまして小さくない被害、悪臭やごみの飛散でございます、そういうものが生じている。被害を回復できる移転先、移設先などの代替措置が存在している。あとは、ごみステーションの利用者間の公平性、1人の方にとずっと家の前にごみステーションを置かれていたなど、このような公平性を欠いていることなどを総合的に判断した結果、陳情者の受忍限度を超えていると裁判所が判断いたしまして、今回の判決結果となったものと思われま。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 質疑は以上です。理解しました。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかに、桙澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 一問一答でお願いします。何点か確認させてください。

先ほど市の環境事業所がいろいろな相談を受けていますと、大体、年間でどれぐらいそういう相談をもらって、例えば、こうして動かすケースは、年間何件かあるんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 過去3年で言いますと、移設に対するトラブルは一、二件ございます。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 先ほど陳情者からお話があった、なかなか市とのコミュニケーションがうまくできなかったのか、市から十分なサポートが得られなかったと。他方、ここには、自主的な解決までは適切な助言を行うと書いています。適切な助言を行ったり、例えば、トラブルが発生したときに、千葉市がどれだけサポートして解決に当たっているんですか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 まず、現状を把握いたしまして、他の自治会等でトラブルのあった事例、そこを参考に、例えば、1か所に押しつけるのではなく輪番制があることや、ほかに代替措置等ありましたらそちらのほうを提案するなど、そういう助言を与えてきております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） では、例えば、今回の自治会との中での話合いで、自主的な解決という面が、やはりどうしても当事者が話し合っていかなければいけないので、ある意味でそれをなくすとなると、これはなかなか解決は難しいのではないかという気も逆にしたりもするのですが、その辺は市の関わりとしては、もう少し積極的に関わっていくという話なのか、今回この陳情を受けて、その辺はどういう感じですか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 やはり、市が積極的に関わって、そこで妥協点を見いだしていく、そういうお手伝いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかに、渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 一問一答でお願いします。

ごみステーションの届出に関して確認したいんですけども、市が届出を受理しない場合はあるのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 受理しないケースでございますが、例えば、土地所有者の承諾を得ていない私有地や、あとは、ごみ収集車が通り抜けられないような狭い道路に設置しようとする場合は受理しない場合がございます。

ただ、原則として収集可能な場所であれば届出を受理することとなります。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 今回、受忍限度を超えた原因は本市の届出に隣人の同意義務づけがないということで届出を改正すべきと、裁判所自体がそういったことを指摘しているということはありませんか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

裁判所につきましては、特段、届出書の改正については言及しておりません。そのような趣旨の指摘はございません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） このような隣人住民の同意を義務づけている県内の市があるのか、そして、あった場合は、同意がない届出の場合はごみステーションが設置できないという状況ですか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

県内各市に聞き取りを行いました。市によって対応は異なりますが、署名なしには受理せず、ごみステーション設置を認めませんという市もあると聞いております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） そうなると、ステーションが設置できないと、実際にごみが捨てられないというようなことは、本当に住めないということになってくるぐらい重要な問題だと思いますが、どのように結局解決に向かったのでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

そのように義務化している市も、区域内にどこかにごみステーションを設置しないとその地区は収集できなくなってしまうので、最終的には住民同士の話し合い、自主的な解決をするように促していると聞いております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ごみステーションの現状について、政令市での状況はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

近隣政令市、さいたま市、川崎市、横浜市などは、本市と同様、近隣住民の同意署名を義務づけておりません。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 質問は以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式でお願いします。

先ほどからこの案件以外でもほかのトラブルがあるということで、トラブルがあった際は自治会に行って歩み寄るように促しているということですが、これで自主的な解決に至るケースも多いと思うんですけれども、まれと言うと少しあれですが、今回の陳情のケースのようなものも出てくる可能性があるとする、そこの自主的な解決だけで回るような仕組みを、よりこの機会に再設定したほうがいいと思っていますところ。その際に、自治会と住民の方で自主的に解決していただくのですが、例えば、期限を区切って何年以内に解決しないと、ペナルティーではないですけれども、自治会に対して圧力をかけるような仕組みということも考えられる気がするのですが、自治会へのより自主的な解決に導くための仕組みに関して、今後こういうことをやっていきたいということは、今検討されていたりしますか。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 やはり自主的な解決、管理は、自治会で行われていますので、ペナルティーを与える考えは今のところはございません。

ただ、今回そういう貴重な判決が出たということで、仮にトラブルがあった場合、同じ地内でこのようなトラブルがあって裁判所はそういう考えでやりましたということ、積極的に情報提供して、その中でまた自主的な解決を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 先ほどペナルティーという言葉を使いましたが、ペナルティーと言っても、例えば、そういったトラブルがある自治会を公表するという薄いところから、何かしらの補助金なり、ごみに関しては私もいろいろ勉強不足ですけれども、自治会に対して、きちんと解決しないと不利益になるような仕組みがないと、やはりトラブルというものは、任せているだけだと防ぎ切れない部分が出てくるのではないかと思います。自主的に解決していただくための仕組みを促してはいると思いますが、そこを解決できるような仕組みを、これを機会に検討いただきたいと思います。

具体的には、私も今すぐには思いつかないのですが、ペナルティーや公表など自治会の名誉が傷つくではありませんが、解決しないと名誉が傷つくようなものだけでも効果がありそうな気がする、そういったものもあり得るのではないかと、解決にひとつ貢献できるのではないかと思いました。すみません、まとまりませんが、後でまた意見で言わせていただきます。質問としては、今の質問だけになります。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 収集業務課長。

○収集業務課長 収集業務課でございます。

やはりごみの収集ステーションの位置が決まらなないと、多分一番困るのは自治会、あとは地域住民だと思います。皆さん、和解、自主的な解決をしたいという気持ちは多分あると思うので、そこが滞ってしまうことで市のほうで名前を公表するなど、そういうペナルティーを与えることは逆効果ではないかと思います。あくまでも解決に向けての我々はいろいろアドバイス、情報提供、例えば、他市でそういうことがあってという事例や、我々もいろいろな情報を集めて、それを自治会、住民の方に提示して、なるべく妥協点を見いだしていく方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。なければ、質疑を終了いたします。

次に、本陳情に対する賛否表明等の御発言がありましたらお願いいたします。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今質問したことに関連しているんですけども、ペナルティーは、さすがにやはり感情の部分が大きい問題だと思うので、お互いを刺激しない、住民の方や自治会がうまくやっていけるような仲介を引き続き行っていただければと思います。

今回の陳情者も21年大変苦しい思いをされていたと思うので、そういった方の気持ち、当事者の気持ちも考えた上で、やはり裁判になると介入できないということは事前にお伝えをさせていただいて、自治会にしっかりと促すということは引き続き行っていただければと思います。

陳情者には申し訳ありませんが、この陳情に関しては同意しかねるという結論になります。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） ごみステーションは、御自宅の真横に、写真も頂いて、やはり陳情者がすごく大変な状況だったことは理解するものです。長い間、本当に大変だったということは理解するところです。

しかし、ステーションの設置や管理は町内自治会が行っている状況と、トラブルが起きた場合にも自主的に解決することは、先ほども説明いただいたとおり、例えば、輪番制にしても、地域の同意を全部取るにしても、そういった調整、地域での話し合いは絶対的に必要になってきてしまうと理解しましたので、今回のこの陳情の趣旨にある規定を削除することには賛同いたしかねるということを思います。

先ほどもおっしゃっていましたが、裁判になるとどうしても、市民と自治会の間にも千葉市の職員が入れないという状況になってしまうのはすごく残念だと思いますし、ごみの問題は議員の皆様いろいろなところで相談を受けていると思いますけれども、私が職員の方に相談したところ、本当に真摯に私自身は対応してもらって、現地もすぐに見に行ってくださいました。それはごみステーションの不法投棄の話でしたが、実際のパトロールなども状況によっては市の職員が出向くこともあるといったような、適切に対応されている状況を日々に見ておりますので、今回の陳情に関しては、心苦しいところではありますけれども、賛同はいたしかねるということで表明させていただきます。

○委員長（白鳥 誠君） 石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 御苦労さまでございます。今回は、代替地があったのでごみステーションが移動できたということでひとつ判断していますけれども、地域によっては代替地がない場合もある、同様に義務づける規定はかえって解決の妨げになるおそれがあるのではないかと、今回の陳情については賛同しかねるということです。

なお、地域住民同士のトラブルが継続することは好ましくないので、双方の溝が大きくならないうちに環境事業所が相談に応じるなど、市にはより細かな対応をしていただきたいと思うところでございます。

誠に申し訳ございませんけれども、今回のこの件に関しては賛同しかねるということでございます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 私ども会派の意見を申し上げたいと思います。

本当に長きにわたって大変な思いをなされてきたということに対しては、もう少し市とうまく調整がつかなかったのかという気は、やはり、お話を聞いていてするわけでございます。とはいえ、紛争の自主的解決の規定を削除するとまですると、これはなかなかまたハレーションなど難しい面もあるということが我々会派の意見でもございました。ですから、今回これだけの事案があったと、これをしっかり受け止めていただいて、より、本当に小さいトラブルでももっと積極的に介入してもらって、こういう長きにわたるようなトラブルを絶対起こさないという対応をぜひお願いをして、陳情には賛同しかねるということをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 会派としての意見、賛否です。

陳情者は、長年にわたりごみステーションによる負担があったことから、その感情は理解するところであります。しかし、裁判所が人格権の侵害を判断していないことを踏まえ、陳情書の要旨や記以下の文章にもあります人権侵害だという主張に対しては賛同するのは難しいと判断いたしました。

ただし、ごみステーションの設置に関しましては、地域での自主解決が基本であるということですので、特定の住民の方が受忍限度を超えるような状況がある場合には、多くの委員がおっしゃっていましたように、届出者に対して改善を促すなど市の積極的な介入を求めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） ほかの委員も言及しているように、長きにわたって嫌悪施設が隣にあるということでその御心痛は非常に理解ができます。陳情書にあるように、決議で86対1で決してしまったところに関しても、もう少し市はその状況を把握していただいて何かしらの促しなどをしていただければよかったのではないかと思います。

ただ、実際、差止めによりごみステーションがお宅の隣から移動したということもありますので、今回私たちはそれを教訓にして、今後のごみ行政についてもいろいろな提言をしてまいりたいと思います。

今回の陳情には、賛同しかねるところでございます。

○委員長（白鳥 誠君） ほかに、蛭田委員。

○委員（蛭田浩文君） 今回の陳情に関しては、賛同しかねるということで申し上げたいと思います。

ただ、長年ごみステーションで御苦勞されたということに対しては理解いたしますし、今は場所も移っているということもありますし、これからは当局が間に入っていて、やはり自治会と陳情者の方がうまく解決点を見つけるように、ここだけではなくほかのところもあると思いますが、関わっていただいて、どうしてもごみステーションが自分の家の隣にあるということは、やはりいい気持ちがする人は多くはないと思います。けれども、これはなければ困

る話であるので、市の当局が入って、いい方向に持って行っていただけるように、今後も積極的に関わっていただきたいということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ほかにございますでしょうか。

御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。陳情第5号・市のゴミステーションによる人権侵害再発防止を求める陳情についてを、採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（白鳥 誠君） 挙手の方ゼロでございます。よって、陳情第5号は不採択と決しました。ありがとうございました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の方は御退室願います。

御苦労さまでございました。

〔環境局退室〕

年間調査テーマの設定について

○委員長（白鳥 誠君） 次に、所管事務調査の年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じます。

第3次議会運営活性化推進協議会での決定事項に基づき、委員の皆様から希望する年間調査テーマ等について提案書を提出していただき、御意見等を取りまとめた一覧表を事前にお送りさせていただいております。

しおり14番を御覧ください。

本日は、当委員会の年間調査テーマについて、所管事務調査事項提案一覧表を基に、皆様から提案するテーマ、調査理由について御説明をいただいた後に協議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一覧表に記載の順にお願いいたします。

まず、山崎委員から御説明をお願いいたします。

○委員（山崎真彦君） 私は、年間調査テーマとして企業誘致についてをお願いしたいと思っております。

調査理由としましては、現在、本市における企業誘致については、補助制度の要件緩和などが功を奏して3年連続で最多件数を更新している状況であります。企業誘致は、過去の実績から、市税の増収や雇用創出などの効果が期待できるため、人口減少社会においては最重要施策の1つと考えられます。このことから、今後も企業誘致件数や誘致企業の質を高めていくためにも、他自治体の動向やさらなる調査研究を行う必要があると考えての提案でございます。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。

それでは、渡辺委員、説明をお願いいたします。

○委員（渡辺 忍君） 年間調査テーマとして、環境保全型農業について調査したいと希望を出しました。

千葉市は、農業従事者の高齢化や農地の宅地化が進み、都市近郊農業の持続可能性が課題になっております。また、気候変動に伴う自然災害も農業への影響も深刻化しています。

環境保全型農業は、化学肥料や農薬の使用を抑制し、自然と調和した農業を可能にすることで、長期的な農地の保全や農業継続の手段として期待されております。国や県においても、みどりの食料システム戦略による環境に配慮した農業の推進が進められており、これらの方針と整合性を取りながら、地域特性に応じた市独自の取組を構築することが求められるため、環境保全型農業について調査する必要があると考えました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。

それでは、次に、栢澤委員、説明をお願いいたします。

○委員（栢澤洋平君） 私は、中小企業の賃上げ支援について提案をしたいと思います。

御承知のとおり大手企業は一定の賃上げが進んでいますが、残念ながら中小企業は本当に人手不足も相まって非常に厳しい状況が続いております。とはいえ、今、防衛的賃上げということで6割の中小企業が迫られている時代でありまして、今、全国的には岩手県や群馬県、徳島県などが直接支援を進めていまして、ぜひ千葉市も失われた30年と言われている中で、働く人の賃上げをもう少し直接支援できるように調査研究して、施策反映に取り組むべきと考えました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

続きまして、蛭田委員、説明をお願いいたします。

○委員（蛭田浩文君） 私のほうは、同じ千葉市の農業振興についてということで取り上げさせていただきました。

現在、御承知のとおりコメ不足が全国的に起こっている中、そういう状況で日本政府が備蓄米を全国各地に放出して、全ての都道府県で販売しておりますけれども、それでも国民の末端までは届いていないということが実態でありますし、これは1つには価格の安定化ということで取り組んでいると思いますが、そういう中で、一方で、農業、米を作っている生産者がどういう状況にあるのか、今後も続けていけるのか。また、生産者としての支援が何かしら必要であるのかということを調査していくのが必要ではないかということで挙げさせていただきました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、森山委員、説明をお願いいたします。

○委員（森山和博君） 私は、5番の行動変容を伴う資源循環の仕組みづくりについてを提案しました。

千葉市では、剪定枝等の再資源化事業、プラスチック分別収集、再資源化モデル事業、使用済み小型電子機器等の再資源化の取組、使用済み天ぷら油、廃食油の再資源化などいろいろやられているんですけれども、もう一步、市民、事業者の広がりが足りないかと思ひまして、こういうことは繰り返し意識レベルを上げる取組が必要ではないかと思ひましたので、ぜひ他都市を見ながら、例えば、都市鉱山レアメタルを活用していたり、今話題となっております、廃

食油でS A Fで航空機燃料として飛行機が飛んでいるなどを先進的に学べれば、より市民運動的な資源循環の仕組みづくりになるかと思っており、提案いたしました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。

続きまして、三須委員、説明をお願いいたします。

○委員（三須和夫君） 産業廃棄物対策の充実強化。とにかく緑区はごみの投棄が多いので、産業廃棄物の施設の取締まり強化、特に、我々の近くにある誉田町の廃プラの撤去、何とかこれを行政代執行でもして早期に片づけてもらわないと、あそこに100人近い子供らが、子供だけではなく先生方もいるんですけれども、どうなっていくのか心配で夜も眠れない状況でございます。よろしくお願いします。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。

それでは、石橋委員、説明をお願いいたします。

○委員（石橋 毅君） 私のほうは、農業の成長産業化ということで、今、世界、特に日本において、お米ということで農業が特に注目されているわけですが、ロシアによるウクライナの戦争によりまして、世界中の穀物、特に大豆その他が高騰して、これがいつ終わるか分からない。

日本の今、農業の生産年齢で言うとも68から70ぐらいの人たちが就業しています。その次の世代がやはり親の跡を継承したいというためには、農業の成長産業化、安定した穀物ができる、安定したものが提供できるような体制づくりをしていくのが必要ではないかと思っているわけです。そのためには、行政、国におきましても、より一層担い手の確保、育成により食料の安定供給を図るということ。また、千葉市としての食のブランドの周知をより一層高めまして、そして、千葉市の農業はということで全世界に広めていけばいいのではないかと思います。

それに相まって、農業従事者が少なくなるに従って、有害鳥獣の被害、イノシシ、アライグマ等々が農業従事者より下手するとそちらのほうが多いのではないと言われるような、これを要するに、市としてしっかり対策を立てて安定供給ができるような、そして、国民の皆さん方が食に困らないような体制づくりをしていただくことをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございました。

それでは、櫻井委員は、空欄になっておりますけれども提案があればお願いします。（「駄目だよ出さなくちゃ、ちゃんと決められたときまで」と呼ぶ者あり）

○委員（櫻井 崇君） 申し訳ありません。

私は、経済活性化、観光とインバウンドのことについて調べていくことができればと思います。

2023年にニューヨーク・タイムズで、世界で行くべきところ52か所でロンドンに続いて盛岡が2位になりました。その結果、インバウンドによる経済効果は全国で2.1倍だったのに対し、盛岡だけ13.7倍に伸びまして、その波及効果の金額は98億4,500万円と言われております。これは、やはり外国のメディアが取り上げたことで盛岡、それほど皆さんも意識していないかもしれないかもしれませんが、それだけのそういった活性化というか、人が来たわけです。

インバウンドとして、これから外資や、そういった海外のメディアを使って何かできないかと思っております。例えば、日本の自治体の中だと、ニセコや長崎のハウステンボス、沖縄県などがありますが、これはリゾートということもありますけれども、やはり何かしらのうまみがなければ外資は来ません。千葉市がそういったものに何かPRできるようなことを、千葉市の持ち味を世界に向けて発信できる方法をと考えております。

シンガポールに行ったときに、浦安市のパンフレットがあったのですが、千葉市のパンフレットはありませんでした。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

それでは、須藤副委員長、お願いいたします。

○副委員長（須藤博文君） 私のほうは、グリーンツーリズムということで挙げさせていただきました。

これは、チバノサト、若葉区や緑区等々で今言われていますけれども、まだまだ告知不足かなというところです。また、チバノサトで何を推しているのかが見えにくくなっていて、千葉市と言えど何かということがあまり感じられなくて、富里市と言えどスイカ、八街市と言えど落花生があると思いますが、なかなか千葉市と言えどといった目玉がないと思うんです。

ここでグリーンツーリズムで来てくださった観光客の人たちは、よそ者ですから、地域の若者や農家さんを含めていろいろな人を巻き込んで千葉市の名物を、グリーンツーリズムに来てくれた人を巻き込んで6次産業化、ブランド千でもいいんですけれども、そういったものを作っていくことが大事ではないかと思いました。

収入がこうして6次産業化して、千葉市の名物ができて、それを作る農家の所得が上がるとなれば後継者不足も解消されるのではないかと思って、グリーンツーリズムという切り口を1つ見てはどうかと思いました。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

それでは、最後に私より御説明をさせていただきます。

ここに書いてありますように、本市の農業従事者の平均年齢は、令和2年の農林業センサスの調査によりますと68.4歳だったと思います。現時点では、5年ごとに農林業センサスの調査が行われまして、今年度行われる予定になっておりますけれども、その結果はまだ出ておりませんので何とも言えませんが、恐らく高齢化がさらに進んでいるのではないかとということが見込まれております。10年たたないうちには、耕作放棄地が急増すると言われておりまして、千葉市の財産となっている緑豊かな自然については、自然の織りなす千葉市というものを目指していることから、緑豊かな自然というのは、田園風景であったり、きれいな美しい山々であったりするのですが、それについての手入れは市や県や国がやっているわけではない、民間事業者がやっているわけではなくて、農業従事者の方がやっていたいのがほとんどではないかと思っております。

そう考えると、千葉市の財産は、市民の財産はどんどん失われることにつながるのではないかと私なりに危惧しておりまして、そのことから、農業の所得向上が農業後継者を増やすという点では大切ではないかと思い、これを提案させていただきました。

皆さんの御説明を聞きまして、どれもこれもごもつともなことではありますけれども、いかがいたしますでしょうか。

石橋委員。

○委員（石橋 毅君） 正副委員長に御一任で、していただいたほうがよいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（白鳥 誠君） はい。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 基本的には、正副委員長に従うんですけれども、一応、私の視点の1つを述べさせていただきます。

今見ている資料で平成29年から令和6年までの過去の所管事務調査で農業系が2つあります。インバウンド系も2つあるというところで、同じような議題を繰り返しやるのも大事だとは思いますが、せっかく環境経済という幅広い分野なので、そういった広い範囲で千葉市に貢献できるような調査テーマを選定していただければと思います。

以上です。

○委員長（白鳥 誠君） 分かりました。今の御意見も参考にさせていただきますして、委員間の討議をいただくということでございますので、それぞれ説明していただいた中で何か御質問等があれば積極的にここで御発言をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

あとは、皆さんのほうから何かあれば、渡辺委員。

○委員（渡辺 忍君） 今、山崎委員が言っていることもしかりだと思いますが、皆さんの関心が高いテーマは、近々のテーマに近いものが多いと思うので、この1年間という限りある時間の中で今やらなくてはいけないことということで、私自身はやはり自分が言ったからですけれども、農業系のほうが皆さんがテーマとして挙げている率が高いと思っております。一応、それは正副一任ですが、意見として述べさせていただきます。

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

基本的には、個人的にはやはり財源の確保が非常に大きな課題ではないかと思っております。今日の陳情にしてもそうですし、いろいろな面で財源が必要だということは誰でも感じていることではないかと思っておりますので、今日出していただいた多くは財源の確保に関する問題が非常に多いのではないかと思っております。

あと、環境についても、二酸化炭素の排出をゼロにするという目標を掲げておりますので、この問題等も含めて、正副委員長で相談させていただいて決めさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白鳥 誠君） ありがとうございます。

それでは、テーマが決まり次第、委員の皆様には御報告させていただきたいと存じます。

なお、決定した年間調査テーマにつきましては、25日水曜日の本会議で委員長が報告することになっておりますので、御承知おき願います。

委員会視察について

○委員長（白鳥 誠君） 最後に、委員会視察について御協議願います。

年間調査テーマのほか、所管事務調査事項提案一覧表などを参考に所管局の重要な施策を視察したいと考えております。視察先に関しては、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

すみません、年間調査テーマもまだ決めていない中で、こういうことを聞くのはありますけれども、行きたいところがあったら御提案をお願いしたいと思います。

これも正副委員長に一任いただいてよろしいでしょうか。（「おおまかに行くところが決まっているのかな」と呼ぶ者あり）

それでは、視察先につきましては、先方の都合等もございますことから正副委員長に御一任願います。

次に、視察の日程についてであります。正副委員長案を申し上げます。

10月15日から17日の2泊3日ですが、いかがでしょうか。これで駄目な人はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、これに決定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、10月15日、16日、17日の2泊3日で行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で環境経済委員会を終了いたします。御苦労さまでございました。

午後4時35分散会